

第31回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年12月21日（月）

場所：竹橋合同ビル 9階 講堂

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ政策担当

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿(ご欠席)	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢(ご欠席)	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

佐藤 勝(代理出席：松井 敬一)	外務省国際協力局事業管理室長
高見 博	財務省国際局開発企画官
大村 卓(代理出席：福島 健彦)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聖	JICA 企画部業務企画第二課課長
渡辺 泰介	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
河添 靖宏	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳	JICA 企画部次長
岡崎 克彦	JICA 審査部部长

午前9時32分 開会

開 会

○原科座長 おはようございます。久しぶりですが、第31回目の有識者委員会を開始します。

1. 議 題

(1) パブリックコメントの取り扱いについて

○原科座長 この間、パブリックコメントをいただきまして、その結果が集まりました。どのようになったか、事務局から御報告をいただきますけれども、このパブリックコメントに対する対応をどうするかということをきょうは御相談いたします。

それから、パブリックコンサルテーションも行ったということですので、それもまた別途御報告いただきますが、まず「パブリックコメントの取り扱いについて」ということで、議題1番を進めてまいります。

それでは、この間の状況について事務局から御紹介ください。

○事務局（杉本） おはようございます。事務局の杉本でございます。

まずパブリックコメントの件でございますが、お手元資料、議題の次の資料になりますけれども、いただきましたパブリックコメントをそのまま取りまとめたものがございます

ので、まずこれに沿って、いただいたものの内容を御紹介させていただき、それから対応について説明させていただきます。

まず、こちらの資料をごらんください。資料の順番はコメントいただきました順番に沿いましてまとめさせていただきます。

資料の1ページ、2ページになります。ここでいただきました御意見は原子力発電に関するもので、原子力発電所に関連するプロジェクトを支援しないということをガイドラインに明記すべきという御意見。これには周辺施設も含まれるという話。また、トレーニングに関しては3Sに限定すべきである。その点をガイドラインに明記すべきという御意見をいただいております。これが御意見の1枚目、2枚目でございます。

3枚目に関しましては、主に人権関連と少数民族、先住民族に関する御意見でございます。

まず、1番、2番ということで、ガイドラインの中で人権に関する国別報告書ですとか関連機関の情報ということで触れている点がございしますが、これに関しては、これにとどまらず、例えば人権に関する国別報告書であれば、普遍的、定期的レビューのために作成された報告書等々についても含まれる、より広い範囲で解釈すべきという御意見でございます。

2番目につきましては、関連機関の情報といった場合については、この審査関連の文書も含まれるというふうに解すべき、こういったものはホームページ等々に載っているからという御意見をいただいております。

3番目の、先住民族に関しましては、まずADBの、近年改定されました **Safeguard Policy Statement** の中に詳しい手続があるので、これも参照すべきという点と、あと、広範な支持というものに関する考え方、これをどう考えるべきかという御意見です。

続きまして、5ページから7ページまで、英語のものですけれども、これはまず、このコメントの前半に御意見をいただいておりますのが、インドで主に有償により水力発電、灌漑関連、水関連のプロジェクトが行われてきた。こういったものについてはなかなかうまくいっていないものも多いという御指摘をいただいた上で、まず独立パネルのような機関、例えばEIA等の環境社会配慮関連に関するレビューを行うような機関を設けるべきという点。あとクレデビリティの向上のためにもっと努めるべきであるというような御指摘。及び、世界ダム委員会の報告書についても、これをガイドライン作成に当たっては勘案すべき、そういった御意見をここではいただいております。

次にいただきました御意見が8ページ、9ページのものであります。ここではガイドラインの中身をかなり細かく見ていただきまして、全体として不整合のある点、タイプミス等々も含めて御指摘をいただいております。

1点ございますのが、御意見の3番目のところで環境社会配慮助言委員会の構成及びプロセスについて、ガイドライン内では概略の記載にとどめておりますけれども、これについては有識者委員会で議論を行ったかどうかという御意見をいただいております。

続きましての御意見が10ページ、11ページのものでございます。ここでのポイントは、JICAの意思決定に関しまして、現在、適切な環境社会配慮をなさない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しないと断言するような形で今回改定を行っておりますが、これについては現実的な視点も含めて、プロジェクトを実施しないこともあり得るといふ文言の方が望ましいのではないかという御意見でございます。

続きまして、12ページ、13ページでございます。こちらでは3つ御意見をいただいております。

まず1つが、このガイドラインの中でプロジェクトの費用・便益等につきましては、できるだけ定量的な評価に努めるという記載がなされておりますが、これまでの報告書を見ると、この点について定量的な評価がなされているというものが非常に限られているという御指摘をいただいております。この点、どういったことで、この実効性を高める工夫をしていくのかという点を御指摘いただいております。

2点目は、全体のこのプロジェクトサイクルという観点から、重要事項等で事後評価という点を対象なり考慮すべきではないかという御意見でございます。

3点目は、平和構築の分野に関して環境なり天然資源というものが、そういった分野においては暴力を伴う紛争の要因になり得るといふ認識、そういった観点、こういったものをガイドラインの中でより深くカバーしていくべきではないかという御意見をいただいております。

最後に、この方からは、パブリックコメントでいただいた御意見なり、その対応について、どういった形で対応されるのかということについても御紹介いただいております。

続きまして、14ページ、15ページ、少し長目の意見をいただいておりますが、14ページから27ページまで長い御意見をいただいております。この中でいろいろと御指摘をいただいておりますけれども、どういった点がポイントかということでも多少まとめて内

容を御紹介させていただきますと、まず1つは、例えば大規模ですとか、カテゴリA、Bといったような分類なり区分に関する作業をしていくことがガイドラインの中で記載されておりますけれども、こういったものについて、例えば別紙の中でセクターの例示、対象の例示というものがされておりますけれども、これについてはもっと具体的な基準をガイドラインの中に明記すべきではないかというような点を幾つか御指摘をいただいております。

またほかには、新しく出てくるような言葉について定義をもう少し加えた方がよいのではないかという御意見。

あとは、ガイドラインを理解する上で文書のみならず作業の流れや業務の流れ等について図を入れる等の工夫をしていくことも考えられるのではないかというような御指摘。

あと、ステークホルダー・ミーティングなり情報公開をしていくことが随所で、相手国なりJICAの義務ということで出てまいります。そういった内容について例えば具体的な回数であるとかやり方、そういったところもインストラクションなり方針というものがあれば示しておいた方がいいのではないか、そういった御意見をいただいております。

具体的個別のものについては、後ほど「ガイドライン案への反映／修正について」というところで1つ1つ紹介させていただきますけれども、いただきました御意見の主な内容、ポイントについては、今紹介させていただきましたとおりでございます。

続きまして、28ページ、29ページで御意見をいただいております。ここで御指摘いただいておりますのは、協力準備調査に関する事項でございます。実際にTORが作成され調査が開始された後は、必要な段階で現地ステークホルダーとのコンサルテーション、情報公開が行われていくということが主に本文第3章の中で規定されておりますけれども、ここで御指摘いただいておりますのは、調査の実施決定から具体的な調査のTORを作成する段階においても相手国の義務として、相手国のなすべきこととしてプロジェクトの情報公開を行うですとかステークホルダー協議を行う、こういったことを加えてはかがかということを御指摘いただいております。

御意見の最後になりますが、30ページ、31ページでございます。ここではガイドラインの読み方も含めて幾つか御指摘をいただいております。例えばガイドラインは無償資金協力もカバーすべきではないかといった点ですとか、あとは、定義のところネガティブなものに限らずポジティブなものも含めるべき。あと、このガイドラインの運用について、これを100%守る必要があるのか、それとも、もう少し現実も含めてということか

と思いますが、フレキシブルに対応するというのを考えてもよいのではないかと、そういった御意見をいただいております。

以上、駆け足ではございましたが、今回、パブリックコメントの中でいただきました御意見を簡単に御紹介させていただきました。

○原科座長 どうもありがとうございました。

今、大分駆け足でしたけれども、あらかじめごらんになった方もおありかと思います。意見を出された方の名前は匿名にしましたけれども、このような形で、全部で10件ほどになりますか、意見数はもっと多いのですが、10名あるいは10団体、個人あるいは団体から御意見をいただいております。こういった御意見を事務局で整理していただきまして、それに対する対応、どうなっているか。中には誤解があったり、こちらのケアレスミスとかございましたが、そういったものにどういふふうに対応するかということ整理したものを用意していただきました。これが資料で横長のものですね。これをまた御紹介いただきます。

○事務局（杉本） お手元の資料31-1-2というものをごらんください。

まず31-1-2と3、4、本来であれば左上どめにすべきところを右上どめになってしまい見づらい点、大変申しわけございませんでした。

資料に沿いまして、いただいた御意見を、まずはガイドライン案に反映するかしないか。反映させていただく場合にはどのような形で反映、修正というものを行うべきかという点に絞りまして、いただいた御意見の整理をさせていただきました。

ここでいただいた御意見を並べております順番は、ガイドラインの頭の5ページからリンクするような形で挙げさせていただいております。パブリックコメントのページを通番の右側に載せておまして、どの御意見に基づくものかということは、ここを御参照いただければわかるような形にしておりますが、ガイドライン案への反映の有無、もしくは反映する場合にはどのような反映ということを考慮いたしましたので、並べる順番はガイドラインの章立てにできるだけ沿った形でということで整理させていただいております。

一部、この中でガイドライン案について修正なり反映なりをするということで案を出しているものがございますが、これは31-1-3に、12月21日付ということでガイドライン案を配付しております。修正履歴をつけた形でお送りしようと思っていたのですが、お手元に届いておりますのが、修正を反映した形になってしまっておりますが、いずれにせよ、反映点につきましてはこれから説明させていただきますのでよろしく願いいたし

ます。

まず、31-1-2の資料の1番目から順に御説明させていただきます。

まず最初にいただいておりますのが、JICAガイドラインでは無償資金協力もカバーすべきという、一番最後に紹介させていただいた英語のコメントですけれども、これはカバーされております。適用対象ということになっておりますので、ここで確認させていただきます。

定義については、ネガティブインパクトのみならずポジティブなものということですが、これはこの両面を評価するということで考えておりますので、そういったことを説明させていただいています。

3番目、「開発計画調査型技術協力」の定義の記載が必要ということですが、これについては、定義を改めてこの横に記載しておりますが、JICAのホームページの中でも今作業をしておりますので、追ってこの定義については掲載させていただく予定にしております。定義については委員会の中でも何度か御紹介しましたとおり、従来の開発調査スキームのうち、我が国の資金協力を必ずしも想定しない政策立案または公共事業計画策定支援を行うスキームというものです。

4番目、定義の関係で、具体的なSEAの要素例、共通的な手続、評価方法等も明確にすべきという御意見をいただいています。

この点については、何か可能かどうかということで改めて検討はさせていただきましたけれども、特に検討の上流段階ということでSEAの対象にはさまざまなケースがあるのではないかと考えられますので、今回ガイドラインで規定している内容以上に一律の手続というものを記載することは難しいのではないかと改めて検討した結果に至りまして、そういったことで対応案を書かせていただいております。

5番目ですが、ガイドラインの運用については、柔軟性をどの程度守らなければいけないかということについては、柔軟性を持ってよいのではないかと考えておりますけれども、これについては原則にありますとおり、ガイドラインは相手国政府、これはJICAも含めてですが、配慮すべき必要条件であるということで考えているという回答をさせていただきたいと思います。

6番目ですが、ここで重要事項について事後評価が対象になっていない。これを考慮すべきではないかという御意見をいただいております。事後評価ですけれども、環境社会配慮ガイドラインとの観点から、もちろん事後評価が重要だということは私どもも重々認識

しておりました、今制度の拡充にいろいろと努めているところではありますけれども、環境ガイドラインとの関係ということからいきますと、事後評価は、環境社会配慮に限らず、プロジェクトの成果、効率性等々も含めてさまざまな側面から実施するという性格のもので、環境社会配慮ガイドラインで規定することについてなじまない面があるのではないかと考えております。ですので、ここでは反映ということは、事の重要性ということではなくて、このドキュメントでの反映は今回は行わないということで対応したいと考えております。

ただ、一方で、環境社会配慮の案件の計画段階でこれを確認する。その結果がどうなるか。その結果、きちんとできているのかという意味でのモニタリングについては、委員会の中でも議論がありましたとおり、これを拡充していくということで記載しておりますので、その点については説明をしていきたいと思っております。

コメントの7番ですが、幅広い影響を配慮の重要項目としているならば、最低限検討すべき環境社会影響項目を例として挙げるべきではないか。また、最低限の項目を統一し記載すべきではないかという御意見です。これは、最低限というものではありませんけれども、例えばガイドラインの別紙5においては「チェックリストにおける分類・チェック項目」ということで環境項目を例示して挙げております。あと、本文中にも「配慮すべき項目」ということで具体例を載せておりました、これをスコーピングによって絞り込むという記載がございますけれども、実際にプロジェクトの置かれた状況なりその性格なりということで、何を配慮すべきかということは個別にそれぞれ検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、なかなか最低限の線なり共通項目なりを引くということが具体的な作業としては難しい側面があるのではないかと。もちろん、この点は十分に対応してまいりますけれども、こういった形でガイドラインの中に表記することは難しい面があるのではないかと考えております。

項目の8番、「意味のある参加」及び「真摯な発言」の説明が必要ということで、何かしらの定義を記載してほしいという御意見です。これについては、JICAとしての考え方をFAQに記載する形で対応させていただこうと考えております。

続いて9番、スキーム別の環境社会配慮審査会、文章中は助言委員会ですが、コメントのとおり書いておりますけれども、この協議開催のタイミング及び回数について、本文またはFAQでの説明が必要という御意見です。これは基本的にスキーム別ということで御意見をいただいておりますけれども、ここは基本的に共通ということで、本文でも第2

章に記載しているということで対応しておりますけれども、一方で、改めてこの文章を確認いたしましたところ、協力準備調査から、例えば有償協力であるとか無償資金協力について検討を進めていくものについては、現行の2.7の記載で読んでいけるということを考えておりますけれども、一方で、開発計画調査型技術協力の場合には、今、委員会で検討いただいた文章の中で必ずしもうまくこれを読み込めないのではないかとということで再度確認いたしまして、ここにございますとおり、現在の文章に続きまして追記させていただこうということで提案しております。具体的には、必要に応じて助言を行うというものに続きまして、「また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行う」という文言を追加してはいかがかと考えております。

続いて10番です。インドでの水力発電事業等々に関する点ですが、環境社会配慮、EIAですとか環境管理計画、こういったものについてレビューを行うような機関を設置し、クレディビリティの向上に努めることが必要なのではないかという御意見ですが、これについては、環境社会配慮助言委員会を設置すると共に、調査のみならず、審査段階、モニタリング段階にもその関与をいただくとともに、モニタリングについても引き続きこれに取り組んでいくということで対応させていただこうと思っています。

11番、情報公開に関連する点ですが、ここで公開対象となる調査タイプ別の環境社会配慮関連文書の例を記載すべき、特に、今回新規に公開対象となる報告書名や情報の種別について具体例を記載すべきということですが、ここで何を求めているかという点については、「Ⅲ. 環境社会配慮の手続き」で規定されていますので、ここをごらんいただくということかと思っております。ただ、今後この内容を内外に説明させていただくに当たっては、現在のガイドラインと比べてどういった点に変更されているのか、変わっているのかという点は、いただいた御意見も踏まえて注意して説明等を行っていきたくと考えております。

続いて、12番の御意見は、文中の読点が半角になっているということで、これは修正いたします。

13番、別添3の中で、カテゴリAに該当すると考えられる案件の例示をガイドラインの中でしておりますけれども、これについては例示扱いではなく判定基準ということで考えるべきではないかという御意見ですが、これに対する回答としては、そういった基準で明確に切ることが出来れば、それは作業としては非常に楽だとは思いますが、案件の状況なり内容により、判断はいろいろと異なりますので、その都度、案件ごとに検討し

ていくことにならざるを得ないかと思っております。そういった形で、この別紙3につきましても例示ということとどめざるを得ないのかなということを考えております。

14番です。これも句点の有無の御指摘ですので、これはほかのところも含めて統一いたします。

15番、現地ステークホルダーとの協議ということで、“枠組み”という言葉を用いておりますけれども、これについて具体的な指針を記載すべきという御意見をいただいておりますけれども、ここで重要なポイントとしましては、住民協議を通じていかに環境社会配慮が適切に実施されるかという点が一番重要な事項ということで考えておりますので、これもプロジェクトの置かれている状況により事情なり最適な方法というものはさまざまにならざるを得ないかということで考えております。ですので、なかなか具体的な指針というものを示し、このガイドラインの中に記載するという事は難しいのではないかと考えております。

16番、これも定義なりに関する事で、住民協議を開催すべき調査時期を記載すべきということですが、これについては、第3章の「環境社会配慮の手続き」の中で現地ステークホルダーとの協議時期については具体的に記載しておりますので、ここを踏まえて対応いただくという形だと考えております。

17番、表現の自由に制限がある国において情報公開やステークホルダーとの協議を行う際に特別な配慮が求められるという“特別な配慮”についてどういったものであるのか、具体例の提示が望ましいという御意見でございます。これにつきましても、特にこういった特殊な状況におきましては、なかなか標準的なもの、あらかじめ想定されるものが何であるのかということに記載するなり考えておくということが実際に難しいということにならざるを得ないかと思っております。これも個別の事案ごとに、その都度検討しながら配慮を行っていくということでガイドライン上では扱わざるを得ないかなということと考えております。

18番です。ここでいただいておりますのは、先ほども人権の関連ということで御紹介させていただきましたが、参照すべき法令として、国連人権理事会へ各国が提出する報告書、並びにこれらの報告書に関連して人権団体等が作成し、関係機関へ通知する情報も含めて、人権に関する国別報告書ですとか関係機関の情報を考えていくべきではないか、こういったものも含まれるというふうに解釈すべきではないかという御意見です。これに関しましては、この御意見の中でいろいろと御指摘いただいております文書等についても、

必要に応じて参照の対象になるものであるということで認識しておりますので、必要な場合には、こういったものも参照して十分な確認を行っていくということで考えております。

19番、これは英語の表現ですけれども、**relevant law** という、参照すべき法令という章の英語ですけれども、これは **Law and Regulations** という形で直した方がよいのではないかという御意見ですが、これは内容としましては、このタイトルをつけたセクションの中で、実際には **Regulation** は **Law** に含まれるという形で記載しておりますので、記載としてはこのまま、ただし、内容についてはそういったものであるということで説明していきたいと思っております。

続いて、20番です。助言委員会に関しまして、「カテゴリB案件のうち必要な案件」の判断基準または想定されるケースなどの具体例を明示すべきという御意見をいただいております。この対応としては、委員会でも議論がございましたとおり、カテゴリBのうちでも慎重に環境社会配慮が行われるべき案件があれば、それが対象になるということで考えておりますけれども、それ以上具体的にどうなのかということ踏み込んで記載する、例示することが、これもプロジェクトの個別のケースによってきますので、なかなか難しいのではないかと。基準を設定することはガイドライン上ということでは適切ではないのではないかと考えております。

21番、助言委員会の構成及びプロセスについて一定の方向性を示すべきであるという御意見でございます。これについては、この委員会におけるこの議論も踏まえまして、JICAとしては最善の方法を検討していきたいと考えております。

22番、また同じく助言委員会に関しまして、インドの水力発電等に関連する御意見で、JICAはクレデビリティの向上に努力をすべきであるという点ですけれども、まず、このガイドラインでは、これまでと比較して情報公開の対象の拡大というものをしておりますので、まずはこれに沿って、この手続の透明性なり判断根拠というものを示していくことに鋭意努力していく所存ですし、あとは、助言委員会が案件の形成段階から審査段階、実施段階ということにかかわっていきますので、そういったことも含めて対応していくということを説明していきたいと考えております。

23番、JICAの意思決定に関する点ですが、今回、協議の中で記載を変更しました「適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない」としているが、これを「しないこともあり得る」という、現行JBICガイドラインにあるような内容で変更するという御提案をいただい

おります。ただ、この点に関しましては委員会でも議論された点ということで認識しております。この重要性を勘案すると、原案のまま、「適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しない」ということで明記しておくのが適切かと考えております。

○原科座長 2のところはここまでですので、ここで一区切りつけましょう。

以上御説明いただきましたところに関しまして、まず御質問等ございますでしょうか。

○清水委員 御説明ありがとうございます。

1点、質問なのですが、通番の3番ですが、「開発計画調査型技術協力」についてです。私の記憶しているところによりますと、先般の事業仕分けで開発計画調査型技術協力については廃止とか何とか、そういう取りまとめやコメントがあったかと思えますけれども、その後、これはどのようになっているのでしょうか。

○JICA（植嶋） 予算編成過程の中で最終的に決定される事項になっておりますので、現時点では何とも申し上げられません。

○原科座長 今のタイミングでは、決まったわけではないので、この形でいくということです。

○満田委員 質問が2点ありまして、1点目は、パブリックコメントへの対応なのですが、資料13-1-2をホームページ上に公開して、コメントを寄せてくださった方々への説明とする方向でしょうか。

2点目は、この中にFAQに記載しますということが書いてありますが、FAQについては、この委員会の中でまた確認させていただくような機会はあるのでしょうか。

○事務局（杉本） 御質問の1点目ですが、最初に説明させていただくべきでしたが、この中では通番52番になりますが、パブリックコメントの取り扱いについては、JICAの考え方をホームページに掲載させていただきます。今回の資料31-1-2ですけれども、ポイントとしては、この表題にもありますとおり、ガイドライン（案）に反映、修正等々が必要かということで対応を記載していますので、ホームページに掲載するバージョンにつきましては、もう少し、ものによっては丁寧な説明が必要なものもあろうかと思えますので、そういったところも再度、こちらの方で文章等々は見直しをしまして、改めて掲載させていただこうと考えています。ですので、今回のこの資料については、基本線ということでは出させていただいておりますけれども、主にガイドラインへの反映なり修正があるかどうかというところをポイントとして記載しているという資料の内容になっています。

2点目の、FAQにつきましては、内容としては主に技術的な点ですとか補足説明が中心になりますので、基本的にはJICAの方でその内容を記載して作成してホームページにアップするという対応していきたいと思っていますけれども、その後、運用に入りまして質問が多く寄せられる、解釈でいろいろと論点が出てくるということになれば、そこはまた追加で対応していくという形で考えたいと思っています。

○原科座長 そうすると、1番目の質問に関しては、基本的にはこの形で、これを書き直したような形のもが出てくるということですね。それはきょうの議論をベースに作成するということですね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 2点目に関しては、この委員会でFAQについて検討するのは今のところ考えていないと。

○事務局（杉本） そうですね。

○原科座長 ただ、委員会はいつまでかによりますけれども、ほぼ最終ゴールに来ました。しかし、今のことは大変大事なので、ここら辺、途中で消えちゃうのはおかしいですから、この議論の中で出てきたことですから、やはりFAQに対しても検討するというか、確認する機会を設けた方がいいように思いますが、いかがでしょうか。つまり、FAQ以外で答えるものはここに出てきますけれども、FAQというのはどういうレスポンスするか見えなくなっちゃいますね。ガイドラインに書き込むとなると弾力的に対応できないなら、私はものによってはFAQがいいと思いますけれども。ただ、その中身に関しては、これまで議論したことを踏まえていることを確認する必要があるのではないですか。委員会をまた開くのはしんどいですが、でも、今の議論の流れからいいますと、その方がいいと思いますが。そんなに時間をかけないでいいと思いますが、どうでしょう。

○事務局（渡辺） FAQにつきましては、基本的には現行既にあるガイドラインのFAQ、あと、委員会の中で既にFAQでといったことの議論をベースにしてつくるということですので、もし何かこれというものをあらかじめ委員の皆様からいただければ、それを入れ込んでFAQをつくりたいと考えておりますので、そういう意味では、わざわざ委員会を開くという格好ではなく、委員会の委員の皆様の見取り入れて作成したいと考えております。

○原科座長 よろしいですか。これはFAQの記述によりますけれども、施行のタイミングを考えると、例えばこれは3月いっぱいまでとにかく制定していただくように、4月ぐら

いですか。それで施行に入る。それもそんなに時間はかからないと思いますから、そんなに先まで引っ張るわけではないので、少なくとも制定より前にはFAQが出ていないと困るなと思います。そうすると、委員会をもう1回ぐらい開くのは十分可能だと思うのです。わざわざという言い方は日程を越えてやるのはわざわざですけれども、3月いっぱいまで皆さんをお願いしていると思いますので、そうですね。

○事務局（天田） 3月末までになると思います。

○原科座長 対応できますので、わざわざ開くのではなくて、任期内にお願いしたいということでございます。

では、これは後で議論が随分出そうになった場合には再度検討するというので、この場ではペンディングにしておきましょう。ただ、透明性が大事なので、1回か2回、余分に委員会を開くことですっきりするなら、その方が私は大変いいと思います。

ほかにございますか。

○清水委員 先ほどまとめて質問すればよかったのですが、もう1点ありました。18番ですが、人権に関する文書の件なのですが、ここに該当するガイドラインを見ますと、ガイドラインのページだと11ページの一番上のところでですけども、「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに」云々かんぬんというふうに書いてあります。これは恐らく人権に精通している人が見たら、何を指しているのかというのは何となく想像がつくかもしれませんが、これを一目見ただけで、そもそも「人権に関する報告書」というのは何なのか、あるいは「関連機関」というのは何を指しているのかということが実は全くよくわからないなと私自身は思ったのですけれども、実は意見なのですが、その意見の前提として質問させていただきたいのですが、通常これはどのような文書を想定されているのでしょうか。ここで、この意見を出された方が書いたような文書を主な文書として想定されているのか、何かもっと違うものがあるのかどうなのかということについて教えてください。

○事務局（杉本） 通常想定していますのは、まずは、これも実際の作業により、どういったものを参照するかということは、その事情によりさまざまではありつつということですが、例えば人権なりその分野に関して国連なりそういった国際機関でもって作成され、一定国以上に合意されている、批准されているということで、ある意味、スタンダード的な考え方になっている文書。あとはそういった国が加盟して条約なり国際規約なりといったものがまずは基本になってくると思っています。

あとは、それに関して、より、そういった文書に沿ってどうなのかということをもまず確認するということかと思っておりますが、必要な場合には、それに関連する、それに基づくさまざまな文書であったり関連の報告書であったりということですので、ここで名前を挙げていますものは大枠の形で実際に挙げてはいますけれども、その中には、ある程度それに基づく細かいもの、具体的なものも含まれているということで考えています。

○清水委員 とりあえず質問としては以上ですが、後で意見の中でまた申し上げさせていただきます。

○原科座長 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、1つだけですけれども、19番目の御意見で「参照する法令と基準」、英語のですね。ここは英語でどういう表現にしたのですか。英訳も配ってもらいたいのかな。

○事務局（河添） 英訳の中では Law で終わっているんですよ。

○原科座長 法令という場合、法令は Law で訳しちゃうとまずいかもしいですね。法令というのは法及び政令とか、集合で考えるわけですね。法律だけではなくて。だから、**Laws and Regulations** というふうに英語の表現を変えたらいい。

○事務局（杉本） その点はもう一度、英文については見直して、誤解のないような形で対応したいと思います。

○原科座長 それでは御意見をいただきたいと思います。

○満田委員 先ほどの質問に関連しまして、ここに出されているコメントとか意見に対する返答として答え切れていないところもあるように見えておまして、私もパブコメとかに出すことが多い経験上、自分のコメントにしっかりと答えられているかどうかというのは割と気になるたちなのですね。例えば3番の『「諮問」と「助言」の定義の追加が望ましいと考えます』については、何らかのお答えが必要かと思いました。

5番についても、これは口頭の御説明の中で補っていらっしゃいましたが、このガイドラインは相手国政府が配慮する必要条件のみではなくて、もちろんそれも含まれていますが、JICAが相手国が満たすべき要件を見て、その次にとるアクション及びJICAが協力の中で行っていくべき要件も入っておると思いますので、これは非常に重要なことだと思いますので、こちら辺についてはしっかりと書いていただきたいと思いました。

○事務局（杉本） 2点目の御指摘はごもっともな点で、ここでは少し書き足りない点がありましたので、パブリックコメントの回答ということではそういった点もきちんと踏まえて回答作成いたします。

1 番目の、通番 3 の「諮問」と「助言」の定義という点につきましては、現行のガイドラインを御存じの方からの御意見ということで、両者を比較したような形になっていますけれども、新しいガイドラインでは「諮問」という言葉がどこにも出てきませんので、両者比較した形での定義というのは、新しいガイドライン上で行うのは適切ではないのではないかと。 「助言」ということでは、まさにこのガイドラインの中でありますように、事業を実施していく上で、その委員会から助言をいただくということですので、これも何か定義なり何なりが考えられるかということの検討はいたしましたけれども、ガイドラインの文言を見ていただくことで内容についてはわかるのではないかとということで、特段、そういった定義の追加はなさなくてもよいのではないかとということに至った次第です。

○原科座長 「諮問」という言葉を使わなかった理由は、「諮問」というと随分堅苦しくなるという議論もありまして、助言を求めるという意味合いだろうということで、「諮問」は「助言を求める」ということでよろしいのですね。通常言われている諮問を、ここでは助言を求めるという意味で使いたい。しかし、その助言は、形式は堅苦しくありませんけれども十分尊重するということです。ですから助言委員会の位置づけは、はっきりと、外部専門家による第三者的な機関というように書いてありますので、そういうようなことを明確にするというと思います。

その意味では、今のところに関係して、ガイドラインの 3 ページ目の「1. 3 定義」としてたくさん書いてあります。3 ページ、「1. 3 定義」の第 13 の項目が「環境社会配慮助言委員会」とはという定義ですね。「協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会のことをいう」と、こういう表現になっておりますけれども、今までの御意見では、この委員会の位置づけをもう少しわかるようにした方がいいのではないかと思います。ポイントは、外部専門家から成る第三者的な機関ということですから、そういうことをつけ加えて定義もはっきり書いておくと。この内容はほかの部分で書いてありますから、それを繰り返すだけですけれども、定義は一覧性が大事ですので、ここに書いたらどうかと思います。ですから、「環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行うために設ける、外部専門家から成る第三者的な委員会」のことを言うとか、そうしておけばいいんじゃないですか。このことは既に決まっていることで、ここに書くだけです。そんなことで、今おっしゃった助言の意味もよくわかると思うのです。だから、「諮問」という言葉はここでは使っておりませんが、十分尊重していただけるということだと私は理解しています。

「対応」はのでしょうか。今みたいに定義を詳しく書くということは。

○事務局（杉本） 基本的に、今先生から御指摘いただいたような形で追記することは特に問題ないと思っています。

○原科座長 特に海外の方からの御意見でクレデビリティが低いという厳しい意見があったので、これに対して定義をはっきり書いておけば、外部専門家によって意見をもらいますよということがわかりますので、コミュニケーションをぜひお願いします。

○事務局（杉本） あと、全体の、ほかの記載箇所もありますので、そこと整合性がとれるように文言を注意して書きたいと思います。

○原科座長 それから、もう一つ、今に関係しますので、戻って、意見の方ですが、通番8番の1. 4. 4「重要事項4 ステークホルダーの参加を求める」ということで、「意味のある参加」というのは、「の」はないですね。「意味ある参加」という表現になっています。これはFAQで、意味ある参加とかというのはどういうことかということを説明していただければいいと思います。これは、意味ある応答がされる参加、5段階の参加のモデルの中でレベル4の「意味ある応答がされる参加」ということで議論してきたと思います。「真摯な発言」というのは、きちんと正面から答えることで、「真摯な発言」は文字どおりでわかると思うのですが、そういう議論の中で出てきたものかということだと思います。そんなことをFAQに記述していただければいいと思います。そんなことでよろしいでしょうか。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○高橋委員 通番の18です。人権についての文書のことなのですが、この方のコメントを踏まえて、改めてガイドラインを読むと、2. 5だったと思いますが、これは読むと、前段と後段とで少し意味合いが違うというか、言おうとしていることが違うように思います。前段の方が、JICAが考える場合にどういった文書を参考にしながら人権基準として尊重しますかということが書いてあって、後段の方が、特に人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権状況を把握すると書いてあって、これはむしろ、実際の人権状況を把握するためにどういう文書を参考にするかということが主旨で、前後で少し意味合いが違うと思います。この方の質問として、恐らく思うに、実際にどういう形で人権状況のことを把握するのでしょうかということを問うているのであって、それに対するJICAの答えとして、「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を必要に応じて参照の対象となる文書であると認識しています」というのは、

質問に対する答えになっていないのではないのでしょうか。つまり、より積極的にいろいろな情報を集めて人権状況を把握しますよという J I C A の姿勢というものが、この答え方ではあらわれていないと思います。ガイドラインの文言を変える方がいいのか、それとも、ここできちんとこの方のコメントに対する答えになるような答え方をした方がいいのか、どちらがいいのか、私も判断しかねますが、いずれにしても J I C A の姿勢として積極的に人権状況についての情報をより広く集めていきますという姿勢が表れるようなものであって欲しいと思っています。

○事務局（天田） ありがとうございます。

御趣旨として、確かに答え方がそもそもガイドラインの本文の方に人権に関する国別の報告書や関連機関の情報というのが記載されていて、それに対して「必要に応じて」というのがちょっと違うのではないかということではないかなと考えます。今回の御指摘の御意見としましては、幾つか具体的なものを挙げていただいて、これらがこの本文で言うておりますところの人権に関する国別報告書、関連機関の情報というところに含まれるものと解すべきという御指摘でございましたので、例えばここで挙げていただいているような個別の審査・結果文書などにつきましては、まさに本文で書きました、必要に応じて関連機関の文書というところに含めて理解しておりますということでございますので、今、高橋委員が御指摘いただきましたように、表現が適当ではなかったのかなと思いますので、ここの表現を修正させていただくのが適当かなと考えております。

○原科座長 御意見の中に、「関連機関へ通知する情報」と書いてありますね。括弧して（いわゆる NGO レポート）。そうすると、関連機関へ通知する情報というのは関連機関の文書、関連機関の情報と解釈してよろしいのですか。この表現だと、関連機関が保有する情報だから、関連機関へ出したそのものが自動的に関連機関の情報と理解されるかどうか、ちょっと疑問なのですけれども、どうでしょうか。いわゆる NGO レポートも含めるべきだという御意見ですね。これはいかがなものでしょうか。これも含まれると考えてよろしいのですか。この表現だと、それは違うのではないかという感じがしますけれども。この方の意見はそのことを含めるべきだということですね。

○一般参加者（福田） メコンウォッチの福田と申します。

この点について、どこか別の機会というのは、前の J B I C のガイドラインをつくった際か、あるいは今回新しく J B I C の方のガイドラインの改定の際か、どこかで議論したと思うのですが、NGO がつくるような、例えばアムネスティ・インターナショナルだと

かヒューマン・ライツ・ウォッチだとかいったいろいろなNGOが、各国の国別の人権状況について毎年アップデートするような報告書等をつくっておりますが、それは人権に関する国別報告書という中で読めるのではないかという議論がなされていたと思うので、私はそのように、この点については理解していました。ということなので、関連機関の情報に含まれるかどうかは、余り議論しても仕方がないのかなというふうに私は思います。

○原科座長 人権に関する国別報告書に含まれるということですか。

○一般参加者（福田） 人権に関する国別報告書に含まれる。

○原科座長 今の御説明でよろしいですか。今のフロアからの御提案ですけれども、それを皆さん確認しないと、今のことは消えてしまいますよ。何か書かれたものがありますか。議論したということは。議論しても、そのことが決まったとは限らない。議論したというだけではそれは確認されていない。事務局、どうですか。

○事務局（杉本） 過去の議論はもう一回、議事録を確認いたしますが、我々として考えていますのは、ここの人権に関する国別報告書ですとか関連機関情報ということで含まれるか含まれないかということもさることながら、今御指摘いただいたような文書につきましても、これは例えばですが、極端な話、国連がつくっていないものだからそれは違うとか、そういった形でそこで線引きをするというのではなく、情報収集、状況の確認ということでは、いろいろな側面からの情報を集め、検討して、実際の状況は何かということにできるだけ迫っていくということが重要だと思っていますので、そういったものについても、状況によって必要だと思えば確認し、情報収集をしていくというのが基本的な姿勢としてやっていきたいと思っています。

○原科座長 そうしますと、今フロアからの御意見のように、幅広く情報を集めるという見地から対応することですから、「人権に関する国別報告書」という表現は、国連へ各国が提出する報告書だけではなくて、いわゆるNGOレポートとか各国の状況を記載したような情報も参照すると、そのような理解でよろしいですね。

○事務局（天田） 人権に関する国別報告書や関連機関の情報という意味で、広く今御指摘いただきましたような、NGOからの情報というものも、私どもにとって1つの重要なリソースであるというふうに考えて、ここに含まれるものと考えてございます。

○原科座長 だから、幅広くとらえるのだから、当然、参照する対象になり得るということでしょう。

○事務局（天田） そうです。それはどのレベルだと、国別の報告書と言えるのかという

と、例えばいろいろな事例があると思いますので。

○原科座長 いやいや、「人権に関する国別報告書」及び「関連機関の情報」という表現の意味合いは、幅広く情報を集めるという意味と理解してよろしいですね。

○事務局（天田） はい、両方合わせてそういうことでございます。

○高橋委員 ですから、私のコメントは、そういった意図が正しく反映された答えに、書き振りがここはなっていないのだろうということです。そこをもう少しちゃんと説明を詳しく書いた方がいいですよということです、ぜひよろしくをお願いします。

○清水委員 私のコメントは、同じ箇所について先ほど質問させていただいたのですが、今のガイドラインを読んだだけでは、一体これは何を指すのかと。「国別報告書」あるいは「関連機関の情報」というのは非常に幅広いわけですが、さらに抽象的で、何を指すのか全くわからないなと思いましたので、文書を限定するのはよくないと思いますけれども、主要なものを、例えばこういうものがありますということで例示する形でFAQに書いてはいかがかと思いました。

○原科座長 FAQに書いてはいかがかという御意見ですが、どうでしょうか。

○事務局（河添） FAQに整理していくのも1つの手かとは思いますが、一方で、この分野の条例あるいは条約なりは非常に多岐にわたると思うのです。社会環境配慮を行う場合に、例えばジェンダー・イシューの場合、女性の権利を定義するもの、あるいは子供の権利を定義するもの、さまざまな場合が考えられるということで、例示はよろしいのですが、どれくらいの幅をもってやっていくかというところが検討する材料になるかもしれないですね。その辺で御意見はありますか。

○原科座長 この段階で提示するのは難しいという御説明ですが、いかがですか。

○清水委員 今の御説明はごもつともだと思います。したがって、だから私の最初の質問に戻るのですが、主要なものでふだん参照しているようなものについては挙げたらどうかなと思ったんです。そのお答えが理解できたような、理解できなかったような感じだったので、通常のプラクティスとしてどうなっているのかなと思います。それがもしも何かあるのであれば、これが主要だというようなものがあるのであれば、ここで書いた方が、あくまでもそれも例示としてですけども、よろしいのではないかと思った趣旨です。

○事務局（渡辺） ここの部分については余り聞かれたことがなくて、アスクされたことがないので、1つは、ここを理解するためには、まず国際人権規約というものがあつて、そこから読んでいかないと、そもそも、どういう、例えば国別報告書を提

出すとか、そういうプロセスを理解しないと、FAQに何かいきなり書いてもわからないものだと思うのですね。だから、そこはまず国際人権規約を読んで、どういう手続があってということを理解していただくということが、まず出てくるのではないのでしょうか。

○原科座長 そうしたら、FAQは難しそうでしたら、むしろガイドラインの記述を、今御説明になったような趣旨がわかるように少し変えたらどうでしょうか。ガイドラインの11ページ、左の欄の上から3行目、「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに」とありますね。このところはもっと幅広くやるとおっしゃったので、「国別報告書や関連機関の情報などを幅広く入手するとともに」にしたらいいのではないですか。そうすると、これだけに狭く限定しないのだということがわかりますから。確かにいろいろなケースが出るから、例示をすることがかえって限定的になるおそれがあるので、よくないかもしれない感じもしますが。だから「情報などを幅広く入手するとともに」という表現にしたらどうでしょうか。

今、渡辺さんおっしゃったように、経験が蓄積されてきたらFAQもできると思いますが、今急にとするのはかえって難しいし、マイナスの影響もあるかもしれない。どうでしょうか。

○事務局（天田） 御指摘の趣旨はそんなことで。

○清水委員 そういうふうに対応していただけるのであれば、それでも結構です。

○原科座長 実際にそういうことをやるとおっしゃったのだから、そういう表現にしておいてもらえば。

では、そうしましょう。「情報などを幅広く入手する」ということで、あとは実際に経験を積み重ねていって、事例がそろってきた段階では、できればFAQを出していただくと、よりわかりやすいと思います。

ほかにございますでしょうか。

○一般参加者（田辺） JACSESの田辺と申します。

通番の6番ですが、JICAの回答は、「事後評価は様々な側面から実施するものであるため、環境社会配慮ガイドラインで規定するには馴染まないものと考えています」と書いてあるのですが、協力準備調査とかモニタリングにおいても、別に環境社会配慮だけで調査したりモニタリングしているわけではないので、そもそも回答になっていないのかなと思っています。仮に事後評価が別のプロセスにおいて進行していて、環境社会配慮はきちんとこの部分で行っていますということであれば、そういった説明をFAQなりガイド

ラインの中できちんと提示しておいて、事後評価においても環境社会配慮をやっていますよ、評価をその部分もきちんとやっていますよということはわかるようにしておいた方がいいのではないかと考えています。

○原科座長 今回の点、いかがでしょうか。事後評価について触れないのはいかがかということだと思いますが。確かに環境アセスメントの世界では、アセスの結果はどうなったか。事後評価は余り十分やられていないので、これをきちんとしなければいけないという議論はありまして、そういう事後評価をしっかりとやることによってアセスの仕組みとか技術的な手法などの改善を図るとか、コミュニケーションをさらに進めるとか、いろいろな工夫ができますので、そういうふうなことは必要だと思いますけれども、その辺ぐらいいは読み取れるような形にしておいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（天田） 私どもの事後評価はすべて公開させていただいておりますが、もちろん、環境社会配慮について重要な 이슈があるものにつきましては、その観点の記載もさせていただきます。それで、ここでの趣旨としては、後段の方に書かれてございますように、まさに環境ガイドラインの中で、いかに環境社会配慮を途上国側が遵守し、また私どもとしてもそれを確保していくという観点からは、モニタリング及び私どもからしますとモニタリングの確認という行為を行ってございまして、この行為を今回、環境社会配慮助言委員会でも、カテゴリ A 等の重要な案件については行っていただくことになってございます。ここで評価というところで今回御指摘いただいているところよりは、まさにガイドライン遵守にかかわるところ、どういった形でやっているかということにつきましては、そういったモニタリング及びモニタリングの確認という行為、こういった中で見ていくのが適切なのではないかと考えておる次第でございます。

また、先ほど申し上げましたように、事後評価の中では、これは環境社会配慮に限定したのではなく、いろいろなポイントから既に実施しておると、そういった状況にございます。

○一般参加者（田辺） 今回の説明であれば理解したのですが、このコメントだと、趣旨がよくわからなかったもので、ここは変更するということでしょうか。

○原科座長 回答の記述を変えるということでしょうか。

○事務局（杉本） パブリックコメントへの回答ということで、もう少し、今説明させていただいた内容も踏まえて、きちんと書かせていただきます。

○堀田委員 今回の点に関連してなのですが、モニタリングについてはこの委員会の場でも

いろいろな議論が出て、中間報告でもモニタリングを拡充しようということで提言がされて、実際にいろいろな部分がガイドラインの中にも反映されているわけですが、例えば先ほど天田さんがおっしゃったような、モニタリングの結果を助言委員会の中で報告するということが、まず1つ含まれた大きな点かなと思います。一方で、いろいろな部分がガイドラインで規定するよりはむしろ、オペレーションにかかわるようなことであって、ガイドラインとしては現行の文言と同じでもいいけれども、ただし、オペレーションのレベルできちんとやっていきたいと思いますというように、この場で決まった点もあるように思うのです。そういう点は、ガイドラインだけを見ると変わっていないではないかというような印象を与えるかもしれませんが、実際はそういう議論が背景にあるわけなので、そういうことを理解していただくために、この場の回答の文案でもそうですし、あるいはFAQとか、将来にわたってはオペレーションマニュアルのようなものができれば、そういったものを通して御説明いただくのもいいのではないかと思います。

○原科座長 今の点はよろしいですね。

では、そのように対応してください。

○満田委員 田辺さんが提起された事後評価の話なのですが、これは我々にとっても非常に関心事なんです。とりわけ、フィードバックという点なのですね。確かにガイドラインに大きく事後評価と、今さら、新しい事項として盛り込むのはちょっと、私としてもためらいを覚えているのですが、とはいうものの、事後評価をどうやってフィードバックするか。もう一つは、環境審査といますか、レビューの妥当性。例えば住民移転が大量に発生すると。その規模というのは、ある意味非常に、一番主要な、わかりやすい指標であるのにもかかわらず、わからないこともあるみたいな、そういうことはありますよね。それだけではなくて、よりわかりづらい。例えば河川に構造物をつくったときの下流域への影響ですとか、そこら辺についてはモニタリングですらわからないかもしれない。事業が完成してから数年以上たたないとわからないかもしれないようなところをどうやってJICAとして把握されてフィードバックされていくかというのは重要な問題提起だと思っているのですね。

このガイドラインの中で書くことは、ちょっとアイデアはないのですが、過去の古い案件についても、今その案件がどうなっているかというのはぜひ、何らかの手段を用いて確認して、審査へのフィードバックということを検討していただけたらなと。ガイドライン

にかかわりが無い部分かもしれませんが、コメントです。

○原科座長 極めて重要なことですね。それをどうしたらいいですかね。

○清水委員 関連してコメントですけれども、私もガイドラインの文言を変える変えないというよりは、今の満田委員のコメントに関連したコメントなのですけれども、確かに環境社会配慮という意味では、開発調査について毎年個別の開発調査が、その後どのように事業化されたのかということについてはフォローアップしていらっしゃるというのは承知しておりますけれども、実はそこまでフォローアップをしていながら、そのフォローアップ調査の中に環境社会配慮という欄が全くないのです。ということは、事業になったものについては環境社会配慮を——事業になったものというか、事業に対して支援をした場合には評価はしているけれども、その調査自体についてはないわけです。私はその調査自体について環境社会配慮面でも評価をすることが、今後、協力準備調査の質を高める上でも非常に重要だと思っています。なぜかという、例えば調査をして事業化された後、先ほど満田委員の話にもありましたが、問題が出てくることがあると。今までJICA、JBICのみならず、国際機関で顕著に問題になった例が、やはり住民移転だと思うのです。しかも、ADBの数年前の調査によると、審査段階で把握されている住民移転の人数よりも、その後、実際に動かされた住民移転の数の方が、何パーセントか忘れましたが、はるかに多いという結果が出ているわけですね。そうすると、それは調査に問題がある可能性も多いにあるわけです。つまり、その調査が適切でなかった。例えば範囲が適切でなかったとか何とかという理由で、その調査に原因があることもあると思うのです。したがって、ではなぜそういったことが起きているのかと。例えば住民移転についていえば、今の数字にあるように、全体の傾向として審査時よりも実際に動いている人の方が多いという傾向が全体的にあるわけですから、その調査の質を高めていって、今後その審査時にいかに住民移転の人数を把握するかということをしかりするためにも、この調査、あるいは協力準備調査自体、事業化された後、その事業はどうなったかということだけでなく、ではその調査の質はどうだったのかということも含めて、原因究明というか評価とフィードバックというものが重要だというふうに思っていますので、単にモニタリングをするから済むのです、あるいは事業段階で事業別にやっているから今のままでいいのですということでは、私はないと思っています。

○原科座長 今のことは確かに必要なことでありまして、そのことは基本的には、このガイドラインでもそういうことをやるような枠組みにはなっていると思うのですね。ガイド

ラインの13ページの2. 10で「ガイドラインの適用と見直し」という事項がございます。これもこの委員会で議論してまいりまして、将来にわたって改善を図ろうということでございます。2ですが、「本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う」となっています。ですから、今おっしゃったことはそういうところにつながると思うのです。だからそれをある程度定常的にやっておかないと、5年後に急にやっても情報がなかなか集まらなかったりすると困りますから、実際の運用の中で5年後の見直しに向けて事後評価というか、事後調査といいますか、そういうようなことをあわせてやることも必要だと思います。そのようなことも回答ではっきりと、もうガイドラインで規定されておりますから、それに向けた準備はしますということは答えていただいた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○JICA（岡崎） いろいろ御意見をいただきましたが、議論するには整理していただきたいと思っています。というのは、まず事後評価については田辺さんから御指摘があつて、田辺さんには御納得いただきましたが、私どもは事後評価あるいは評価というのは客観性が一番大事だと思っています。一方で、モニタリングというのは、JICAが主体的にモニタリング結果を確認して、何か問題があれば解決する。要するにJICAが当事者なのです。ですから、JICAが当事者であることは、いずれまたそれは事後評価の対象になるわけですね。それで、ガイドラインで言っているのは、あくまでも事前の準備と実際のプロジェクトをいかに円滑に進めていくか。もし問題があれば、その問題の早期の把握に努め、解決していくという、JICAは当事者であるとして、このガイドラインをどう守っていくか、チェックリストとして活用していくかということが書かれているわけです。

一方で、事後評価というのは、そういうことも踏めて全部事後的に評価をして、その結果として提言をまとめるというところまでやっています。その提言の内容については後々にJICAの準備調査ですとか、プロジェクトを取り上げる上で活用していくということになりますので、まず事後評価の話とモニタリングの話はきちんと分けて議論したいということがひとつです。

それから、調査の結果をどこまで、調査の質をどこまで議論するか、確認していくかということなのですが、少なくとも新JICAになったことで、JICAとJBICの時代には、JICAは調査だけをやって、そのまま事業に結びつけなかったというケースについては、なかなかフォローアップのしようがない、難しい問題なのですが、一方で、少なく

とも新JICAとして準備したものについて、例えば円借款や無償資金協力もJICAが自ら行うこととなりますので、そこでなされた調査が実際にどうだったかというのはJICA自身も把握することができますし、実際に調査の内容を踏まえて、すぐに事業の具体化に着手できるかどうか、それはもうひとえに調査の中身にかかってくるわけです。そういうことも含めて、作業のプロセスに乗ってくれば、当然その評価の対象になってくるということになります。

今、原科座長からお話のあった点をどのようにガイドラインの文言に盛り込むか、修文にまで着手することにどうしても若干躊躇があるのですが、しかし、こういうガイドラインを活用した結果として行った事業に対する評価を踏まえて、その後どうするかということについては、当然我々はその内容を踏まえて、よりよい案件の具体化に努めていかなければならないと思います。

もう一つだけ、清水委員のおっしゃった点は、我々もそういうケースがあるということ承知しております。我々の環境社会配慮の審査も、計画段階で審査部の関与は終わっていますので、実際にどうだったかということは非常に弱い。これは何回も、私は委員会で申し上げてきました。そこは強くしたいということでガイドラインの文言も変えていただきましたし、このガイドラインが施行されることを念頭に、審査部の体制も、事前の審査だけではなくてモニタリングも審査部でやっていこうということで議論していますので、そういうことをこれから積み重ねていきたいというふうに申し上げておきます。

○原科座長 どうもありがとうございます。

審査部長からそういうことで、十分この点は勘案して進めていきたいと。ただ、これは新しいシステムになりますので、新しいガイドラインのもとでの効果といいますか、事後評価というのはすぐにはできないということだと思います。

もう一つ、私はその意味では過去のものに対してさかのぼることも別途必要だと思います。それは、このガイドラインの話ではなくて、むしろJICAの将来の問題として、委員会からそういうふうなことの情報も集めてもらいたいということを申し上げたいと思います。ガイドラインではありませんけれどもね。ただ、それはJICAの事業の、それこそ説明責任を果たすために、過去どうだったかということをきちんと評価することは別途必要だと思っております。

それでは、2のところまでひととおり御意見をいただきましたけれども、ここで10分間休憩します。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

○原科座長 再開したいと思います。

前半部分は、今のようなことで一区切りつきました。特にほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは後半に参りましょう。3のところからになりますが、応答・回答対応表の2ページ目、24番目の御意見から参ります。お願いします。

○事務局（杉本） 資料2ページ目、コメント通番24番からになります。

まず、24番。この御意見は、EIA、RAP等々の調査策定支援を実施した場合には、そこで個人情報が含まれる。この扱いについて明確にすべきという御意見をいただいております。この点については、具体的なドキュメント名を限定した話のみならず、個人情報保護をどう扱うかという点が、ほかの事項でも若干あるかと思っておりますので、そういった点をまとめまして、このガイドラインに関連して個人情報保護の観点からということ、1つまとめてFAQに記載しようということ、対応させていただこうと思っております。

続きまして25番。調査実施決定からTOR作成までということ、実際TORを作成されるまで調査の計画段階において相手国がプロジェクトの情報公開ですとかステークホルダーの協議というのを行っていくということを加えてはいかがかという御意見です。これについては、幅広く情報公開する、関係者の協議を行っていくことの重要性については十分理解しております。ただ、その一方で、この段階ではJICAが実施を決定する段階ということ、相手国からいいますと、このプロジェクトに関する調査がどうなるかということについては、まだ十分に決定がなされていないという状況にありますので、そういった点で、相手国からすると、そこで情報公開を行うですとか、加えてステークホルダー協議を自分が主体的に行っていくということが、調査実施について詳細はこれからまさに詰めていっている段階というところで、どの程度できるのかということについては、状況によっては、例えばどこで、どういったサイトで行うなり、どういった範囲について調査を行うかということが決まっていないという状況ですと、なかなか、そこは現実的に難しいということがあるのではないかと思います。一方で、JICAは、例えばこの調査開始が決定される前に、カテゴリ分類ですとか案件の概要を含めて情報公開を行っていく

ことをやっていきますので、そういった対応でできる限りのものをしていきたいということ
ことで対応を書かせていただいております。若干言葉足らずのところがありますけれども、
意図としてはそういったことを書かせていただいております。

また、通番26番ですけれども、フィージビリティ調査を通じた現地ステークホルダー
協議の実施タイミングと回数について整理した記述が必要と考えますということで、今ど
ういったタイミングでやるかということについては記載しておりますけれども、そこで全
体調査の中でこのポイント、このポイントというのはございますけれども、それぞれ何回
やるべきかということは特に書いておりませんが、それはまさに状況によって必要かつ十
分な回数を行っていく。どういった形態で何回やるかということは、そのプロジェクト
のまさに置かれた状況によるかと思っておりますので、協議実施のタイミングはガイドラインの
とおりと。その内容については、その状況に応じて必要かつ十分な回数という対応になる
かということで考えております。

続きまして27番。これは調査の中で環境緩和策を含む環境管理計画や環境モニタリン
グ計画の策定について明記すべきという御意見をいただいておりますけれども、ガイドラ
インの中の記載の仕方に関係しているところでもございますが、ここで御指摘いただい
ていますのは、例えばEIAというふうに言った場合に、この中にこういった環境管理計画
なりモニタリング計画が含まれているのかどうか、そこをどう読むのかということになっ
てくるかと思っておりますが、そこは別紙2の中に、カテゴリAで求められるEIAというもの
がついておりまして、その中で、まさにそのEIAの中に、モニタリング計画を含む環境
管理計画を作成するというので、大きくこういったものを包含した形でガイドラインの中
では取り扱いをしております。ですので、御指摘の点についても、こういった環境管理
計画やモニタリング計画が含まれないということではなく、そういったものを含めて作成
していくということで文書としてはつくっておりますので、そういったことを回答させ
ていただこうと思っております。

続いて28番。「先住民族のための対策を要するプロジェクト」の判断基準について、
具体的にどういったものか。これをガイドラインに明記する、またはFAQにて記載すべ
きということの御意見をいただいております。これにつきましては、どういったものが先
住民族に当たるのかという点について、ガイドラインの中では考え方については世銀のセ
ーフガードポリシーO.P.4.10を踏まえつつということで記載しておりますけれども、こ
ういったものを踏まえた検討結果については、個別にJICAとして判断していくことに

なろうかと思しますので、この点をFAQに記載したいと考えております。

続きまして、3ページでございます。通番29番。環境アセスメント報告書EIAの合意文書締結前の公開の期間の点について、現行の新しいガイドラインの120日ということをも明記しておりますが、これについて短縮する方向で再考が必要ではないかという御意見ですけれども、これは委員会での議論のとおり、他の援助機関等々の状況も勘案して120日という内容はそのまま生かしていくということで対応したいと思っております。

30番、31番、33番については、いずれも全角、半角等々の 이슈 ですので、ここは御指摘のとおり訂正したいと思います。

32番につきましては、詳細計画策定調査段階の定義が必要とのご指摘です。これは今回、開発計画調査型技術協力がスキームの名称としては、これまでのガイドラインと対比して新たに出てまいりまして、その中で出てきた新しい概念でありますので、この点については詳細計画策定調査ということで「1.3定義」の中に記載したいということで考えております。この記載の内容については、実際ここにあわせて書かせていただくべきでしたが、お手元資料の31-1-3「新環境社会配慮ガイドライン案」の12月21日付のものをごらんいただけますでしょうか。そこの4ページです。定義が14番以降、そのページに続いておまして、一番最後、22番になっておりますが、そこで「詳細策定調査」とはということで、「事業に関する目標の設定、妥当性等の確認、投入、活動及び規模等、案件の詳細計画を決定することを目的とした調査のうち、外務省による案件採択後に実施されるものをいう」ということで定義を追加させていただきました。開発計画型技術協力は、その実施自体がまず採択された後に行っていくということで、調査も外務省による案件採択後に実施されることになっておりますので、こういった形の定義をここに記載させていただいております。

続いて、通番34番です。「ステークホルダー分析」の具体的な方法例、また分析の何を踏まえて協議を実施するのか記載ということですが、この点についても方法自体、要綱を示すということは案件のバリエーション等を踏まえると難しいと考えておりますけれども、ただ、確認ということで、なぜこういったことを行うのかという目的については、多くのステークホルダーの意思がプロジェクト計画に反映されるということが目的であると。それはきちんと分析して協議を行うということですので、この点を改めてここで説明したいと考えています。

通番35番、住民協議を実施すべき調査時期についてということですが、これは

開発計画調査型技術協力に関してということですので、ガイドラインの該当する箇所を示させていただきます。これ以上の詳細の、例えば回数等々の話になりますと、基本的にはこれまでの類似のコメントで対応させていただいたものと同様であるということを考えております。

通番36番、ここでいただいておりますのは、全体の構成として、この該当箇所に「先住民族計画」という言葉を記載すべきであるということ、内容を確認させていただいて、ここには含めるべきであるということを確認いたしましたので追記させていただきました。本日配付させていただいたガイドライン案にはこれを含めた形で記載しております。

通番38番。これまでのJICA報告書を読むと、定量的な評価を行ったものがほとんどない。この点をどのように実効性を高めるかということにつきましては、ここで書かせていただいておりますのは、JICAとしては引き続き定量的な評価に努めてまいりますということですが、実際、調査を行います際には、環境社会配慮助言委員会も特にカテゴリA及びBの必要な案件につきましては、スコーピング段階及び調査の結果をまとめたドラフトなどにおいて助言をいただくことになっておりますので、そういったところでの助言も含めて、できるだけこういった成果が出せるようにということに引き続き取り組んでいきたいということで考えています。

39番、文書の構成上の御指摘がありましたので、この点是对応いたします。

40番、住民移転計画の作成及び公開時期について明記すべきということでコメントをいただいておりますけれども、これはガイドラインの中で何を、いつ公開するかということからさかのぼっていきますと、どこまでにできて、その時点までにできていなければいけないか、いつまでに、特に相手国で作成が公開されていなければいけないかということが出てきますので、そこは対応ということでは書かせていただいております。

41番、ADBの新しい **Safeguard Policy Statement** の関係で御意見をいただいております。特に先住民族の関係で、一部の個人、集団が反対する事業においても広範な支持があり得ると、こういったことをADBの **Safeguard Policy Statement** では記載されておりますが、これについては異論があるので適用すべきではないという御意見でございます。この点に関しまして、まずJICAとしては、このADBの **Safeguard Policy Statement** をそのまま適用ということではありません。もちろん、その点について十分慎重な検討というものが必要であるということは同じでございますので、この御意見についてはきちんと認識した上で、今後そういった場面が出てくれば検討はしていきたいと考

えております。

ただ、一方で、こういった先住民族の意思決定のやり方、メカニズムについては、それぞれのグループなり集団なりにおいていろいろなやり方があるというのも一方で事実かと思えますので、そこは現実を踏まえて、きちんと現状なりそういった集団の意思決定のメカニズムというものを確認しつつ対応を検討していく、決定していくということが重要だと考えております。いずれにしても、ここは慎重に対応する事項だということは、御指摘いただいた意見に同意するところであります。

42番、ここでいただいておりますのは、前半については、先ほどの住民移転の関係、40番と同じでして、タイミング等々について明記すべきであるということです。あと、後半につきましては、特に相手国の環境法令に記載がない場合、また、そういった法令に明記されている場合でも、例えば世銀の **Safeguard Policy** の内容と相違がある場合の扱い等についてどうするのか。これをできるだけ記載すべきであるということです。前半については、基本的に40番と同じ内容になっておりますので、その点を記載しております。

この後半の内容につきましても、またプロジェクトによってさまざまな状況があるということで考えていますけれども、そこはできるだけ情報を収集し分析した上で適切な環境社会配慮が行われるように確認していきたいと思っています。

ただ、一方で、どこまでであれば認められ、どこまでであれば認められないといったような線引きをするということについては、それぞれ案件によってさまざまなケースがあると思えますので、そこは難しいのではないかと考えております。

通番43番です。現地ステークホルダーとの協議に関しまして、そこでカテゴリAの場合においてもどの程度、どのくらい住民協議を開催すべきかという開催数の規定がないので、そこで統一すべきではないかという御意見。これまで類似の御意見、回数を記載すべきではないかという御意見がございましたが、基本的にそこについての考え方は、回数を規定する、どういった形式を持つかということが重要なのではなくて、どういった中身を担保するかということがむしろ重要だと思いますので、そういったことを考慮した上で必要な形式、回数というものを調査の中で検討していくし、実施していく必要があるというふうに考えております。

37番の御指摘については、番号が入れかわってしまいましたが、先ほど36番の御指摘と同様ですので、ここは追記いたします。

4ページ目でございます。通番44番については、先ほどの御指摘と同じような形で、

環境管理計画及びモニタリング計画というものをガイドラインの中で記載ぶりとしてどのように考えるのかということについて、これはガイドラインの中では別紙2にありますとおり、環境アセスメント報告書の一部ということで考えていますので、決してここで除外して扱っているというわけではないということを御説明させていただきたいと思えます。

通番45番については、これも基準に関する御指摘で、カテゴリAについて、例えば別紙3を具体化し、「例示」扱いではなく、判定基準とした方がよいのではないかと。こうした方がすっきりと判断できるのではないかとということですが、例えば同じ事業であって、同じ規模であっても、どういった場所で実施されるかによって、その案件の持つインパクトというもの、周囲に与える環境社会配慮インパクトというものは大きく変わってくる場合があるかと思えますので、なかなか一定の線を引くというのは難しいかと考えております。ですので、この点についてはあくまでも例示ということで、個別の検討対応をしていく必要性がむしろあるかと思っております。

46番についても、別紙のそれぞれ3.1、3.2、3.3にありますとおり、現在例示なりされているものについて判断基準を設けるということで、これは45番で今説明させていただきました考え方と同じでございます。

○原科座長 全般についての部分は話が広がりますから、ここでストップします。

それでは、今の件に関しまして御質問等がございましたら、お願いいたします。

なければ、御意見をいただきましょう。

では、私、一言いいですか。通番の38番で、「これまでのJICA調査報告書を読むと定量的評価を行ったものはほとんどなく」ということの書き出しなので、定量的評価をきちんとやるというお答えですけれども、後の方を見ますと、「経済分析を通じて意思決定に及ぼす影響はほとんどないことから」、そういうことをちゃんとやってもらいたいという意見だと思うのですね。だから、実効性を高めるための工夫をどうするのですかということだと思っておりますけれども、定量的評価はあくまでも一つの手段で、ポイントは、経済分析をきちんとやって、それを意思決定に及ぼすとか、そういうようなことをどうされるかということだと思っておりますけれども、そのような質問ということではないでしょうか。だから、意見というよりも質問になります。いかがでしょうか。

基本的事項の2ということで、ガイドラインの本文を見ればわかりますね。23ページかな。基本的事項の2番目のところです。「このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクト

トの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない」、このところですね。

○事務局（杉本） 調査の中でいろいろな項目を評価して、それを対比し、例えば優先度の検討を行っていくですとか、その是非について検討していくという場合に、定性的な評価のみならず、それを何らかの形で数値化するなり、データを定量的なものにして、その対比を可能にするなりということだと思っておりますので、判断基準をできるだけ、なぜそういった調査なりの中で判断していくのかということをしてできるだけ明確化するために、検討に際してはできるだけそういったレベルにまで至るようなことを我々としても留意して取り組んでいきたいと思っておりますので、今座長から御指摘のありました点についても今後引き続き取り組んでいくとともに、精度をより上げていきたいということで考えています。

○原科座長 よろしいでしょうか。つまり、全体的な調和といいますか、環境社会関連の影響というものの、定量、定性、両方含めて評価していただいて、それを意思決定に調和させるという表現ですから、少し中身はぼんやりした感じもしますけれども、そういうようなことも考えてきちんと判断してもらいたいと。だから、具体的な方法論としては、1つは定量化ということですが、もう一つは代替案の比較検討をきちんとやることによって、今のことは実現すると思っておりますので、そのように進めていただきたいと思います。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○堀田委員 通番の25番についてですけれども、ここでのパブリックコメント、御意見は、新たに1項を入れるべきではないかということで、「相手国等は協力準備調査の実施決定に先立ち、プロジェクトの情報を公開し、ステークホルダーとの協議を行う」という項目を入れるべきだという御意見に対して、回答は、「JICAが実施を決定するため、JICAによる情報公開で十分と考えます」となっています。つまり、相手国等という御提案に対して、いや、JICAによる情報公開で十分と考えますというような御回答になっているのですが、この御意見の理由のところも並べてみてみますと、この御意見の強調されたい趣旨というのがちょっと違うのかなというふうに感じました。この御意見ですと、もともとの意見は28ページになるわけですが、この理由を要約しますと、実施段階になって現地の住民の方が初めて事業について知るところとなって、いろいろな問題が起きるので、その前の、案件発掘形成の初期の段階で情報公開及びステークホルダー協議が行われなければいけないという御趣旨だと思いますので、これについては、相手国等で

あれ J I C A であれやっけていかなくてはいけないことだと思います。そうしますと、もう既にこの新ガイドライン案の中にそれについては、はっきり記載があるのかなというふう
に思いまして、それを提示されてはどうかなと思います。具体的には新ガイドライン案の
14 ページになりますけれども、3. 1. 2 の第 3 項、読み上げますと、「J I C A は、
協力準備調査の実施に先立ち」とあって、その後「現地踏査及びステークホルダーから
の情報・意見の収集を行い」等々という記載がありますし、ほかにも幾つか関連した記述
があるので、その点をお示ししてはいかがかと思ひます。

○原科座長 今の点はどうでしょうか。

○事務局（杉本） どうもありがとうございます。

回答に際しましては、今、堀田委員から御指摘いただいた点についても踏まえて作成し
たいと思ひます。

先ほどもちょっと申し上げたのですが、J I C A としてはできるだけ、こういったこと
を通じて情報の共有、提供というものは取り組んでいきたいと思ひますけれども、コメン
トいただいております「相手国等は」という点に関しましては、ある程度プロジェクトが
煮詰まっています補完的な調査を行うような場合もあるかと思ひますけれども、一方で、こ
こでかなり初期段階から立ち上げていくというようなことになると、なかなか難しい
ということもあつて、我々としては、できる限りのことはやっけていく。ただし、これ
は相手に義務として負わせるということになると、なかなか難しい場面もあるかなとい
うことで想定しましたので、今の点については我々としても心してやっけていきたいと思
ひます。

○原科座長 ほかにはいかがでしょうか。

○高橋委員 全般的なことになってしまうかもしれないのですが、後でもまた出てくるこ
とも関係しているのですけれども、先ほど原科座長が御質問された定量的評価というこ
とについての回答の仕方なんです。実は、幾つか、何と言つたらいいのですか、政策方
針と言つたらいいのかな、今後どうしていきますかということに関しては、恐らく現時点
では決まっていないものが幾つかあつて、こういう風な書き振りしかできないのかなとい
うのはわかるのですけれども、後半の方でも、例えば平和構築に関しては「留意してい
きたい」という表現があつたり、原子力に関しては「馴染まない」という表現がされて
たりとか、また例えば通番 41 番の先住民族に関しては「参考にさせていただきます」とい
う書き方があつて、その一方で定量的な評価であれば「努めてまいります」ということ
で、

政策方針に関わることで幾つかのコメントに対して、答え方がすごく曖昧になっているという感じがします。そういう政策方針については、言い切れないから、そういうふうに曖昧な表現になってしまうものなのではないでしょうか。僕はいつもパブリックコメントを出す方なので、答える側になったことがないのでわからないのですが、こういうふうな表現に留まらざるを得ないのかどうしたものでしょうか。もし何らかの政策方針があるのであれば、こういう問いに対しても、こういう政策文書にこういう風にかかれていましてと答えられないものでしょうか。そこら辺がどうしたものだろうと思っていたので、どういうふうに考えていいのか、教えていただければと思っています。

それから、細かいことなのですが、通番41と42が、恐らくパブリックコメントのページが逆になっているのではないかと思います。41の方がP3の3で、42の方がP25の27ではないでしょうか。ちょっと確認してみてください。

○事務局（杉本） 2点目の点は失礼いたしました。ここは修正対応いたします。

最初に御指摘いただいた、記載ぶりが割と通り一遍でという点は、今回の委員会に、ある意味、作業として間に合わせるといって語弊があるかもしれませんが、まずガイドラインの文言に影響する点のあるなしというところで、その可能性のあるものについてまず検討を行い、その他のものにつきましてはこういった方向でということを示させていただいておりますので、実際にいただいたパブリックコメントへの回答を後日ホームページに掲載する際には、もう少し、今、議論の中で御指摘いただいたものがある点については、きちんとした形で回答を準備したいと思っております。

○中山委員 定量的云々の話ですが、これは環境社会の分野だけ出しているかどうかですが、少なくとも住民移転のコストはトータルコストに入っているわけです。それは評価のとき **B/C（費用便益比）** でしたり、**I.R.R（内部収益率）** をしているわけだから、環境だけを取り出してはいないですけども、トータルコストとして、していると思います。

それから、それ以外の例えば自然環境の話とか、なかなか定量化がしにくい部分があると思うので、それについては、代替案で少ない方を選んでいるとか、そういうふうなことを書けば多分、本文に書くわけではないので、お答えになるのではないかなという気がしますので、参考にしていただければと思います。

○事務局（杉本） ありがとうございます。

○原科座長 私も、今の中山委員のおっしゃったとおりだと思います。ここには定量及び定性的と書いておられるので、定量的評価だけとは言っていないんです。だから、総合的

判断をちゃんとしてもらいたいということだと思いますから、今、中山委員が御指摘のあったように、さらに代替案の比較検討をきちんとやっていただきたいと思います。できるだけいろいろな工夫をしてやっていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。この分、特にございませんでしたら先に進めてまいりますけれども、いかがでしょう。

それでは、その次、最後の部分になりますが、対応表の4ページ目、通番47番以降、御説明をいただきます。

○事務局（杉本） 47番以降でございます。

まず、47番。記述の見直しに加えて、環境社会配慮に係る各必要事項のタイミングを図示する、いわば文字だけではなく図、フローチャート等も入れて見やすくするという改善が必要ではないかという御意見ですが、この点、いろいろと私ども内部での説明等々で図をつくっていつも苦慮しますが、なかなかすべてを盛り込んで正確に描くということがどうしても難しい。いろいろな要素がガイドラインの本文の中に含まれておりますので、どうしても、ある面で切り取ったようなものをつくらざるを得ない。そういったものを仮に入れてしまいますと、その点だけを見るとほかが見えないということにもなってきますので、逆に、よかれと思ってやったことで誤解を招くようなことも出てくるのではないかとございまして、このガイドラインとしては文章の形でつくっておく、今の形で示させていただくというのが結論としては適切かなと思っております。ただ、いろいろと関係者なりに説明をしていきます際には、今後新しいガイドラインの本文がセットされましたところで、JICA内はともかく、外部のいろいろな方に説明していく機会が出てくるかと思っておりますけれども、そういったタイミングに際しては、できるだけ、図等々などを使うなどして、わかりやすく説明していきたいと考えております。こういったニーズがあるということは十分承知の上で、そういった対応をしていきたいと考えております。

また、48の世界ダム委員会の提言についての取り扱い如何ということですが、ダム委員会の提言につきましては、このガイドラインの内容にも相通じるものがあるということで考えております。例えば関係者の意見を十分聴取した上で対応するという点ですとか、代替案を比較し、その影響について検討を行った上でプロジェクトの検討を行っていく。こういった点につきましては、既にこのガイドラインの中に盛り込まれている点だというふうに理解しています。

ただ、一部についてはなかなか、例えば受入国側の資金的、技術的制約で、すべて対応

できていないところもありますが、できるだけこの考え方については一部ガイドラインに取り込まれているとおり、我々としてもできるだけの措置をして、こういった分野の案件の検討はしていきたいと考えていますので、それを回答として示したいと思っております。

49番、世銀やADBのようにハンドブックやリソースブックの作成が望まれますという御意見をいただいております。こういったものはできれば整備していきたいというところもありますけれども、ただ、一方で、このガイドラインの中で住民移転ですとか先住民民族については、別紙1の中で世銀の **Safeguard Policy** をリファーしているところもございます。あとは、世銀の **Safeguard Policy** から大きく乖離しないというような判断の考え方を示しているところもありますので、こういった、世銀等々のハンドブックについてまず参照していく。JICA独自のものを、こういった分野で、こういった形でつくる必要があるか、つくっていくべきか、つくっていけるか、こういったことについては今後検討し、必要なものについてはできるだけ検討はしていきたいと考えております。

通番50番、カテゴリA、カテゴリBの判断基準を明記すべきと。またカテゴリAと判断した場合にはなぜカテゴリBでないのか、カテゴリBと判断した場合にはなぜカテゴリAでないのか、理由を明記するということですがけれども、この前半については、これまでございました基準に関するコメントと、考え方は同じでございます。カテゴリ分類の根拠については、今、ウェブサイトには案件概要とともにカテゴリ分類を行う際のその根拠について記載しておりますけれども、これについて改善の余地等々があるかどうかということは、今後新しいガイドラインに沿った情報公開のやり方を今検討しておりますけれども、その中であわせて検討したいと思っております。

通番51番のコメントです。ここで御指摘いただいておりますのは、紛争が直接間接に深刻な環境影響をもたらすだけでなく、そもそもそこに存在する環境のいろいろな 이슈でとか天然資源といったものが、暴力を伴う紛争の要因になり得るという認識があるので、こういった点についてガイドラインで一層カバーしていくことが求められるのではないかと御意見です。これについては、現行のガイドラインの「2.3環境社会配慮の項目」の中で、地域利害の対立、被害・便益分配等々については考慮していくということで記載しております、その中に、ケースによっては御指摘いただいているような事項も入ってくるのであろうと考えております。ですので、こういった点については、該当するような事業なりプロジェクトというものがあれば、留意して対応していく必要は十分認識しておりますし、案件形成等を行う場合にも、そういった点に十分留意が必要だろうという

ことで考えております。

通番52番です。これは回答させていただきましたとおり、後日、ホームページに掲載させていただきます。

通番53番、原子力の関係で御意見をいただいております。建設、運転及びメンテナンスに関連するプロジェクトを支援しないということを明記すべき。これには周辺施設も含まれる。あとは、JICAのやっております研修事業、トレーニングについて3Sに限定するということで、この点もガイドラインに明記すべきであるということの御意見をいただいております。この点、回答としましては、明記するしないという点に関しましては、ガイドライン自体、支援対象セクターを規定するものではないので、内部で検討はいたしましたけれども、明記するということが馴染まないのかなということで考えておりますけれども、後段の3Sに関しましては、現在実施しておりますトレーニングについては、こういった分野に限られたものでやってきておりますし、前段の、原子力というものについてどのように取り扱っていくかということについては、基本的には日本政府の考え方等々も踏まえて対応していくということであろうと考えております。

あと、異議申し立てにつきましては、記載のミスを何点か御指摘いただいておりますので、その点、修正し、表現ぶりを統一したいということで対応いたします。

以上でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

では、以上、残りの部分について検討してまいります。

まず、御質問等ございますでしょうか。

○満田委員 質問なのですが、今の一番最後の原子力のところについて、一度この委員会においても、NGOが、原子力に関する情報公開ですとか第三者委員会の設置、そのような提言をさせていただいた、その議論のときに、ODAにおいては原子力発電所の建設等については支援をしないから、これについては盛り込む必要はないというようなお答えをいただいたように記憶しているのですが、それはそういう理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（杉本） OECDの関係で、原子力発電所の建設についてはODAでこれを行わないということは、最新の輸出信用ガイドラインの中でも引き続き記載されている事項ですので、そこについては変更はないものと理解しています。

○一般参加者（フィリップ・ワイト） 原子力の関連ですけれども、原子力資料情報室のフィリップ・ワイトと申します。

このコメントを出したのは私なのですが、背景として満田委員が説明したように、最初にNGOが提言書を出したのは2007年11月だったと思います。JICAは原子力は支援しないということになったのですが、その後、調べたら、やはりトレーニングなどやっているということがわかって、そして周辺事業はどうなのか、ちょっとわかりませんが、例えば送電線とか、そのようなことを支援することになったら、それは多くの原子力プロジェクトと同じ扱いになって、支援しないことになるかどうか確認したいと思います。もし支援することになる場合、1つの大きな問題が出ると思うのです。本プロジェクトには十分な情報公開とか住民協議が行われていない場合があると思います。特にJBICのガイドラインの議論の中で出たのですが、環境影響評価書には原子力の固有の問題が出ないことがあるので、特に日本のシステムでは別扱いになっていますので、例えば本プロジェクトには十分な住民協議とか情報公開が行われていなければ、周辺事業でも支援すべきではないと私は思いますけれども、そのことを確認したいと思います。

そして、JBICは、確かにそれは重要なことだと理解してくださって、今後、原子力について指針を策定するというふうに、確かにパブリックコメントに対する回答にも書いてありましたけれども、そうすると、JICAは周辺事業などを支援することになったら、それも同じように原子力に関する指針などは必要になるのではないかと思います。少なくとも、JICAの原子力についての方針をFAQかどこかで説明する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局（天田） 先ほど言及がございましたOECDのアレンジメント上、明確にODAでは原子力発電所の建設の支援はできないことになってございます。一方で、アレンジメントでも記載されておりますところとしましては、送電線等の周辺施設については、国際的にODAで実施することが可能となってございます。こういった状況の中で、今、私ども、原子力発電所の建設につきましては、例えば円借款、例えば無償資金協力で支援できないということは明確でございます。一方で、周辺施設についてODAでやらないというところの方針を我々は今指し示すところまで方針が固まっているところではございませんで、ここはもし仮に、今そういうものがあるというのではなくて、仮にそういった事態がございましたときには、日本政府の方針とよく御相談させていただき、対応していくというのが考え方でございます。

○原科座長 将来的に原子力が仮に対象になった場合に、ちゃんと対応するようにするというのをJBICは検討すると言っていましたね。だから、そういうような対応になり

ますよということをFAQで、今のことも含めて情報提供することはやられますか。つまり周辺機器云々というそういうことに関する今のJICAの判断をFAQで紹介しておく、そういうようなことはされますか。

○事務局（天田） 例えば今私が申し上げたようなことをFAQの方に落とした方がいいのではないかとということをございますか。

○原科座長 ガイドラインの中ではなくて。原子力発電所の建設は対応しないけれども、周辺機器に関しては……

○事務局（天田） ガイドライン上、可能であるというのが。

○原科座長 対応するかしないかはわからない。とにかく、そういう質問に対する答えを書いて。

○佐藤委員（代理：松井氏） 外務省としての意見を申し上げるわけではないので甚だ恐縮なのでございますけれども、一般論で申し上げますと、原子力分野への支援というのは、例えばIAEAの枠組みでも、核不拡散、平和利用を両立させようという中でいろいろな取り組みをしていると私自身は承知しています。例えば、原子力、ラジオアイソトープを使った医療技術への転用ですとか、あるいは産業への平和的利用というようなことではいろいろと支援していると理解しております。したがって、仮にODAでどこまでの原子力分野を支援するのかというのは、恐らく環境社会配慮ガイドラインの中で決めていく話ではなくて、環境社会配慮だけの要素で決まっていくものではなくて、高度に政治的あるいは外交上の重要性等々を踏まえた上で決まっていくものだろうなという気がしております。

ただ、今おっしゃられたように、仮にこれはどうなんだろうねという話が出てきたときには、環境社会配慮ガイドラインにのっかって見ていくということは当然あるのだろうと思うのですが、いずれにしろ、環境社会配慮ガイドライン上で、これはやります、これはやりませんという、繰り返しますけれども、高度に政治的かつ外交的意味合いの大きいものについて規定していくというのは、ちょっと違和感を感じるなという気はいたします。

○原科座長 今のフロアの方の御意見は、そこまでは言ってなかったように思いますが。だから、そういう事態が発生した場合に、ちゃんとした対応をするかどうかと、私は理解しました。

○佐藤委員（代理：松井） 将来仮にということなのですが、必要なときには環境社会配慮ガイドラインに照らして、適当か適当でないかという検討は当然あってしかるべきだと

いうことを申し上げた次第でございます。

○原科座長 その他項目があつて、今対応していないものでもチェックすることはできませんので。

○JICA（岡崎） JBICとの比較をされていらっしゃるので申しわけないのですが、決してJICAが後ろ向きだとは理解されないようにお願いします。つまり、JBICは原子力発電所を支援する対象として明確に規定しているわけです。日本の業界にもそういう期待があります。輸出信用の対象として原子力発電所を取り上げてほしいと。ガイドラインに影響を及ぼしやすいセクターとして原子力発電を明記しています。それ故、実際にやるときの指針はこれから考えていきたいと思いますということですから、JBICは本体を含めて将来の支援対象として想定しているということ、まず確認させていただきたいと思ひます。

その上で、ODAに関しては、天田が申しましたように、本体に関してはOECD各国の了解としてやりませんということが書いてある。その方針に、OECD加盟国である日本も従いますし、日本政府の実施機関であるJICAも従う、縛られるということになります。そうすると、問題は、まさにワイトさんがおっしゃったとおり、ODAで周辺機器を支援することがあるのかということに限定されるのだらうと思ひます。周辺機器も定義がいろいろあつて、例えば過去には建て屋には融資したことがあつたと思ひます。それから、今想定されているような、原子力発電所には融資しないけれども、そこから発電された電気を運ぶ送電線をどうするか。このところも恐らく原子力発電所につながってくる話なので、JICAとして今ここでそれを支援する支援しないというのは、実施機関の立場からは言えない部分だと思ひます。それはODAでやるということになれば、日本がODAを使ってまで原子力関連のセクターを支援するということになれば、当然、政府の方でも御議論いただくイシューになるでしょうし、JICAは、その結果を踏まえて対応するということになると思ひます。ですから、ここまで申し上げたようなことを、今の時点でのJICAの考え方として示すことはできますが、JICAの方針としてガイドラインに明記せよ、あるいはFAQに方針を示せというのは、ちょっと今はできかねるというふうにお答えさせていただきたいと思ひます。

○原科座長 FAQにもまだそれを書くような状況ではないという御説明でした。今はそういうことだと思ひますが、むしろ今、松井さんがおっしゃったように、そういうことが生じた場合にはちゃんと対応するという、このことは了解でいいですね。そのときに、日

本国内の方法では、放射能汚染とかそういうものに関しては、これは外していますから、これはアセスメントに非常にぐあいが悪いので、これをきちんと J I C A のもとでチェックできるようにしておかないといけない。そういうポイントがあると思います。その点は極めて重要なので、それはそのときになるとは思いますけれども、そういうようなことで環境を総合的にとらえるという立場で、国内の枠組みと類似させてはやらないようにすることが大変重要だと思えます。そうしないと危なくなってしまう。国内も多分アセスの方法は変わってきますよ。今は分けてはいますがけれどもね。

○一般参加者（フィリップ・ワイト） 周辺事業についてはまだ決まっていないということで、今言ってもしょうがないかもしれませんが、先ほど私が言ったように、環境影響評価書に出ない部分があるので、住民協議とか情報公開の対象にならない可能性があるということをお私が一番心配していることなのですけれども、例えば将来的に周辺事業の支援もあった場合、その周辺事業の部分だけではなくて本プロジェクトについての住民協議と情報公開が十分行われたということを確認する必要があると思えます。そして、今の段階でそういうことが行われると、はっきり言えるかどうかわかりませんが、そのことを強調したいと思って、今言えることがあればぜひ聞きたいと思えます。

○ J I C A（岡崎） ワイトさんのおっしゃっている点は原子力に限ったことではなくて、 J I C A が取り上げるプロジェクトすべてに共通することになりますので、それはもうガイドライン上は明らかです。ただ、原子力に関係することをやるということになった場合には、非常にセンシティブなセクターですから、それを O D A を使ってまで、要するに税金を投入してまでやるのかということになると、これはもう J I C A を越えた話になってしまいますし、そこはもう日本政府の方で御議論いただくイシューではないかということをお申し上げます。ですから、御質問にお答えするとすれば、それはセクターにかかわらず、 J I C A が取り上げる以上はこのガイドラインに従います。

○原科座長 よろしいですか。 J I C A の事業に関してはすべて対象ですから、今御懸念の点は、私もないと思えます。

ほかにございますでしょうか。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

2点確認したいのですが、まず、通番48で、世界ダム委員会の、一部はガイドラインにも取れ入れておられますと。取り入れられてない部分がありますという御説明だったのですが、その部分に関しては具体的に取上げられない理由をこの回答に示していくとい

う方向でよいのかどうかというのが1点です。

2点目は、今日本語で回答しているのですが、これは英語版でも回答する予定があるのかどうか。

○事務局（杉本） 今御指摘いただいた点については、実際の回答の中では、先ほど説明でも触れさせていただいたのは、具体的にどうなのかということを含めて、ここではあっさり書いていますけれども、もう少しきちんと回答の方はつくりたいと思います。

もちろん、外国から英語で質問をいただいていますので、質問は最終的には英語に直して掲載いたします。

○一般参加者（田辺） 一部の回答を英語にするということだけでなく、全部をとということですか。

○原科座長 すべて英語にするということの方がいいんでしょうね。

○事務局（渡辺） 問題は、和文でいただいたコメントを英語にしてしまうと適切な訳になるかということはかなり、またコメントをいただいた人の方という問題がありますので、基本的には、和文でいただいたコメントは和文で回答にしたいと思っておりますけれども。

○原科座長 でも、いつもやるパターンは、正しい内容は原語ですよという、大体翻訳はみんなそうですね。そういう表現でいいんじゃないですか。

○事務局（渡辺） そういう理解で、本人に確認していない訳だということによろしければ英語で出せます。

○原科座長 それでいいんじゃないですか。それならいいですか。

はい、それではそういうことで、コミュニケーションはできるだけ努力していただくということでございます。

ほかにございますでしょうか。

○一般参加者（小林） ロンドン大学の小林です。

通番49のハンドブックについて1点コメントなのですが、ハンドブックをつくらるとなると、ハンドブックなので1から10まできちんと説明したものをつくる。そうすると、時間もかかって、お金もかかって、これは大変だということは当然だと思うのですがけれども、その一方で、きょうのパブリックコメントを見ると、例えばSEAであるとか、そういうことについてもう少し詳しい説明が欲しいとか詳しい指針となるものが欲しい、そういう一部の分野であるとか、そういうところに共通理解が薄いところを補足しないといけ

ないギャップというのがあって、これはもう新ガイドラインの運用が始まるということで、緊急に埋めていかなければいけないニーズが同時にある。それを考えると、私が世銀にいましたときに環境局でハンドブックとは別につくっていたもので、**Environmental Strategy Paper** というのと、あと **Environmental Strategy Note** というのをつくっていきまして、ノートというのは、紙2枚で見開き4ページ程度のペラペラのパンフレットのようなものなのですけれども、そこで例えばSEAとはどういうものであるかとか、あとはSEAを使った事例のベストプラクティスの紹介的なようなものをつくって出している。 **Environmental Strategy Note** はたしか今20ぐらい出ていると思うのですが、ハンドブック、巨大なものをつくるのではなくて、個別の、ある程度補強が必要なものに対して個別対応していく、そういうアプローチもあるのではないかというふうに思いまして、このパブリックコメントの、特にSEAと関連してポスト・コンフリクトとか自然災害に対してSEAをどう使うかと、そういうところで紹介されていたパブリックコメントの13ページにある、DACの **Strategic Environmental Assessment and Post-Conflict Development** というところ、これも巨大なガイドラインというよりは、2006年に出たDSCのSEAガイドラインに、その補足説明という、パンフレットのようなもので、最初から巨大なハンドブックをつくるのではなくて個別対応していく、そういう形の方が、すぐにニーズにこたえられる、そういうメリットがあるのではないかと思います。

○原科座長 そうですね。いずれハンドブックということが必要になるでしょうが、すぐには難しい。個別対応というのはいいかもしれないですね。今の件はいかがでしょうか。

○事務局（杉本） 御指摘ありがとうございます。今、その辺どういったことができるのかということを検討中ということで、具体的にどこがというのは今なかなか申し上げられないのですが、そういった実務的なところにおいて判断を示すというよりも、例えば例を示していく。この前JICAがやったような取り組みを客観的な情報としてリリースしていくというようなところからであれば比較的やっていける分野だと思いますので、今の御指摘も踏まえた上で検討したいと思います。

○原科座長 そうですね。あと、ハンドブックをつくる場合には実際にコンサルタントの方とか、これまでやってこられた方の実務の経験などもどんどん生かした、それからJICA内部での経験等いろいろとおありでしょうから、そういうものをうまく情報を集約してつくっていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○事務局（杉本） 申しわけありません。この資料の中からは漏れてしまっているのですが、JICAの中でこの案についてコメントといたしますか、修文提言がございまして、1つ、この文の中に何か所か「地球温暖化」という言葉を使っておりますけれども、今、地球温暖化も含めて「気候変動」というイシュー・タームでまとめて議論されているということなので、むしろ「気候変動」という言葉にそれを置きかえた方が適当なのではないかというポイントが出てまいりました。きょうお配りした改定案では、そこもあわせて修文を入れさせていただいておりますが、もし御異論がなければその点についても反映させていただこうと思います。

○原科座長 専門家の間では Climate Change ということは言っていましたけれども、普通、「地球温暖化」とよく言われていました。「気候変動」というのは日本語でも最近は結構使っていますから、そちらにそろえましょう。ということでよろしいですか。

それから、もう1回、頭から読んでいったら、頭の序のところの書き出しで「環境問題に対して地球上の人々の関心が」と書いてありますが、「地球上の人々」という表現はちょっと変かなという感じがして。ちょうどきょう野口さんがソユーズで宇宙に飛んでいきましたので、「地球上の人々」というのは、「世界の人々」とか「世界各国」とか、その方が「地球上の人々」よりはいいのかなと、ちょっと気になって。たまたま今朝、そのニュースを見ましたので。

それから、1番目、2番目が環境関係のこと、3番目は人権の問題ですね。だから、パラグラフの1、2と違って、3でちょっと変わるので、「また」というような接続詞を入れた方がいいのかなという感じがしました。つまり、環境と社会ですからね。「また」と入れて環境及び社会とわかるので、これをつけ加えたらどうかとか、読んでいくといろいろ出てきました。

3つ目は、真ん中下、「本ガイドラインは、独立行政法人国際協力機構法の改正により」という、この改正の時点は2008年ということを書いた方がいいのではないかと思います。将来また変わることはあり得ますからタイミングは明確にしておいた方がいいから。

そのぐらいが気になりました。どんどん見ていくと切りがないので、ほかのことは言いませんから、頭のところだけは気になりましたので、そういうようなことも、もし、この場で検討して、少し直すことも考えていいというのだったら、事務局とよく相談して、コミュニケーションの向上ということからですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、御賛同いただいたということで、そういったことも若干の修正をいたします。表現をできるだけわかりやすくしたいということでございます。

では、皆さんから御意見をいただきましたけれども、全体を通じてさらに何かございましたらお願いいたします。

○高橋委員 先ほど質問すればよかったのですが、通番51番の平和構築のことに關するところで、多分、御意見を寄せていただいた方は2つポイントがあるのだろうと思っています。

1つは、戦略的環境アセスメントを対象にDACでは入れているのだけれども、JICAの方はどうなのかという点。それから、人間の安全保障というのを日本政府は標榜しているのだけれども、そういう観点から、この環境ガイドラインできちんとカバーできるのでしょうかというポイントです。そう考えると、答えがどうも「木で鼻をくくった」ような感じがして、2.3.1で地域利害対立とか被害・便益分配について配慮していきますよということだけしか書いていません。もう少し説明してあげた方がいいのではないのでしょうか。これまでの議論で「戦略的環境アセスメントは適用する」というふうに決めているわけですから。それから、人間の安全保障の方はどういうふうに考えるのかわかりませんが、もう少しそこら辺を補足した説明にした方がいいのではないかと思います。

○事務局（杉本） ありがとうございます。

こういった可能性なり危険があるエリアで事業を形成していくということになりますと、もちろん、御指摘いただいたような点については当初から念頭に置いてやっていく必要があると思います。こういったことを、事業の性格にもよりますけれども、避けるべきと。そこに例えば幾つか事業の案が出ています場合に、そこを比較代替してということがありますと、そこは一種のSEA的な考え方でやっていくということになると思いますので、実際の回答においては、今御指摘いただいた点も踏まえて回答案を作成したいと思います。

○原科座長 では、この部分は回答文を修正するということになりますね。今の御意見を踏まえて直しますと。

ほかにございますでしょうか。

○清水委員 今の高橋委員のコメントのところの関連で、ガイドラインとかこの回答がどうこうというわけではないのですが、一言だけ運用上のコメントを言わせてください。

この答えでは、「地域利害対立、被害・便益分布について今後とも配慮に留意していた

だきたいと考えています」ということで、何となく横目で見えてやりますよというふうに関心されてしまうのですね。でも一方で、既に J I C A の方では協力準備調査か何かで、太平洋諸国のどこかの国へ実際に資源開発に関する協力準備調査をやろうということをしてされていると思うのですね。しかしながら、天然資源が当該国で依存していることと、その国の貧困削減あるいは経済成長には負の相関関係があるということはわかっているわけですから、その中であえて J I C A がこの資源開発にかかわるといえるときには、「配慮に留意」とかいうことではなくて、確実にその収入が政府に入った後、貧困削減に使われるということをご確保していただきたいですし、あるいは調査の中で、100%の確保と言っているわけでもないのですけれども、できる限りのことをしていただきたいのです。つまり、協力準備調査なり何なりの中で、その国のガバナンスであるとか歳入の透明性というポイントもぜひ調査をして提言していただきたいというふうに思います。

○原科座長 今の点はいかがでしょう。そういうようなことでよろしいでしょうか。

○事務局（天田） 御指摘の点は重要なところだと考えてございまして、環境ガイドラインなのかというところで微妙なところがあるのかもしれませんが、私ども、まさに開発の観点からそういった事業があるのであれば、開発に資するような形でやっていくのが J I C A としての本分でございますので、そういったところにつきましても「留意していきたい」という表現がいいのかどうかですけれども、コメントは確かに承りました。

○原科座長 よろしいでしょうか。ほかには。

それでは、一通り御意見をいただきましたので、きょうの議論を踏まえまして、さらにこのガイドラインへの反映、修正についての回答内容、これを書き直しいただいて、それを公表することにいたします。これをあわせまして、英語でも翻訳して公表しますけれども、和文でいただいた御意見は和文がもとですから、これはコミュニケーションのために英語にしたというような注釈をつけた上で公表していただきます。

それでは、一通りそういうようなことで、この分に対する御意見、この委員会での判断は終わったと考えてよろしいですか。

では、そういたします。

（２）新ガイドラインの適用時期について

○原科座長 それでは、議題の２番目に参ります。「（２）新ガイドラインの適用時期に

ついて」検討いたします。

まず、予定と、とりあえずの計画、スケジュールを御説明いただきたいと思います。

○事務局（杉本） 12月21日付ガイドライン案の13ページをごらんいただけますでしょうか。そこに「ガイドラインの適用と見直し」ということで、パブリックコメントにかけさせていただいた案では、その日付が●、○ということになっておりましたが、そこに具体的な日付を入れさせていただきました。こういった形で適用を考えていくということではいかがでしょうかということを出させていただいております。

なお、この関連で、旧来のこれまでのガイドライン案の中で一部、文章を修正した方がよかろうというところがございます、具体的には、いついつ以前に実質的な要請を受けたプロジェクトについては、当該プロジェクトに適用されていたガイドラインという形で、非常にわかりにくい表現になっておりましたので、これは現行、新J B I Cのガイドラインも参考にしまして、旧ガイドラインという、この方が総体的にはわかりやすいのではないかなという表現に修正させていただいております。それで、具体的な日付としましては2010年7月1日より施行ということ、この切り分けについては、具体的には、「2010年6月30日以前に実質的な要請を受けたプロジェクト」ということで、要請ベースでこれより前になるのか後になるのか、そこで具体的な個別の案件について新しいガイドラインを適用するか否かということ、これを区切って言うてはどうかということ、と考えております。

ここまで、この段階ということ、考えておりますのが、きょうの議論も踏まえて、ほぼガイドラインの本文自体、テキスト自体は固まったということもあるかと思っておりますけれども、これから具体的にこの内容を周知していくということで、J I C A内部はもちろんですけれども、外部、特に相手国——ガイドラインでは相手国等、相手国政府を踏まえ実施機関、こういったところにきちんと説明し、いつから、どのような形で適用される。具体的には何が変わるということ。特に環境社会配慮関連文書の情報公開等について相手国でのいろいろやらなければいけないことがふえておりますので、その辺を理解し、必要な準備、追加の作業等々を行っていただいた上で、なるべく、これまでやっていたものについてむだにならない、大きな手戻りが生じない、そういったことも考えますと、これから大体半年後になりますけれども、7月1日あたりで施行する、実際に適用するというのがタイミングとしては早過ぎず、遅過ぎずということ、適当なのではないかということ、考えております。

なお、実質的な要請ということでは、これまで旧来、特に有償案件でありましたように、相手国が準備して要請してくるというものについては実質的な要請ということで、現行のJ B I Cガイドラインが2003年10月から適用された場合と基本的には同じ考えであります。

また、協力準備調査を行うものに関しましては、J I C Aとしてはこの7月1日の段階で協力準備調査の実施に関する合意が相手国となされているかどうか。そこで適用の有無について分けるということで行ってはどうかということと考えております。形成段階から、もうその時点では相手国との合意ということでは、相手国も真剣にその案件を進めていく、検討していくということで、真剣に検討を始めている段階にありますので、そこからの実施に至るまでの一貫性を保つという観点からも、その時点で適用について分けるということではいかがかということと考えております。

事務局からは以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

その前に、パブリックコンサルテーションは、この間どのようになっていますか。

○事務局（杉本） パブリックコンサルテーションは11月25日、26日の2日にかけて、名古屋と大阪で開催させていただきました。それぞれ、主に参加いただいたのは基本的に名古屋、大阪のNGOの方々に、数名御参加いただきました。今、その議事録につきましてはほぼできておりますので、最終的に確認がとれ次第、ホームページにこの後掲載させていただきます。

名古屋では、御参加いただいた中に、現行のJ I C Aガイドラインの策定作業に関与いただいた方が何名かいらっしゃる関係で、それと比較して今回どうなっているのかというような点でいろいろと御質問をいただいたり御意見をいただいたりということがございました。

一方、大阪ではむしろこの内容がどうなのかということで、主に御質問、クレンジングセッションいただいて、それについてJ I C Aから説明させていただくというようなことが主なやりとりになっておりました。

○原科座長 そうしますと、皆さんからも、先ほどの意見の中に全部入っているということではよろしいですか。

○事務局（杉本） いただきました意見についてはここを出していただいたものが。

○原科座長 ということでパブリックコンサルテーションも滞りなく終わっております。

そうしますと、今の御説明で、7月1日施行なので、制定はその日でしょうか、それとも4月1日に制定してしまいますか。段取りとしては4月1日制定のような感じになりますか。ガイドラインの制定目標です。制定と施行で3カ月ずれることはありますが。

○事務局（天田） きょうも御意見をいただきまして、若干の修正等がさらにございますもので、1月1日というのは区切りの1つだと思いますが、そこは難しいだろうと。それで、最終的に調整をいたしました上で手続をとってということで、次の区切りのいいところだと21年4月というのは1つのタイミングかなと考えてございます。

○原科座長 1月1日は物理的に不可能ですね。

○満田委員 6月30日以前に実質的な要請を受けたプロジェクトの扱いなのですが、とりわけ、私は無償資金協力の扱いについて気にしております、前回までのJICAさんの御説明によると、無償資金協力については旧といいますが、現行のJICAガイドラインを適用するというようなことだったと思うのですが、それでは、無償資金協力の本体事業に関するさまざまな配慮事項、情報公開事項ですとか、そこら辺に関する規定がないという状況になってしまっているのですね。ですから、この旧ガイドラインを適用するという言葉に、無償資金協力については旧JBICのガイドラインを適用するというような意味合いがこもっていればいいのですが、そこを確認させていただきたいのが1つです。

もう一つは、協力準備調査については7月1日以降に実質的な合意がなされたものというような御説明だったと思うのですが、それですと、例えば5月ぐらいに協力準備調査をやって、小さい調査だったとして、その数カ月後に要請があつて、本体事業に関する環境レビューがあつて、つまり、時間的なタイミングでいえば、協力準備調査をやらない案件と比べて、本体事業に対するガイドラインの適用が可能であったにもかかわらず適用されないというようなことは少し変ではなからうかと思っております。文言上は要請という言葉が、事業に対する要請なのであればそのようにしていただきたい。つまり協力準備調査は要請がなくて合意のもとに開始するわけなのですが、その後に正式要請というふうに理解しているので、それはこの文言どおりの適用にさせていただきたいという意見です。

○事務局（天田） まず、無償資金協力でございますけれども、ファクトとして想定しておるところとしては、ここで言っている旧ガイドラインというところが示しておりますものは、現行のJICA、旧JICAのガイドラインを意図して私ども記載してございます。旧JICAというか現JICAというか、今の現行のJICAのガイドラインです。JBICではなくて。まず事実としてですね。

それから、無償の方で情報公開とかいろいろなところが該当しないのではないかという御懸念を今おっしゃられたのかと思うのですけれども、まず、事前の調査等をどういった形でやっていくかというところを示すものにつきましては、無償資金協力について従来の JICA のガイドラインで、逆に円借のガイドラインに劣るような形ではないと私ども認識しております。一方で、JBIC で、例えば SAPROF が情報公開していなかったようなところは、JICA でやっておりました調査よりも一歩、情報公開というところで足りなかったところ、あるいは情報公開度が低かったところだと認識しておりますので、SAPROF のような協力準備調査の情報公開につきましては、必ずしもガイドラインとの話ではなく、私どもこれは協力準備調査の報告書として公開していくべきものとして既に対応をしておりますので、そこは無償資金協力で情報の公開が足りないということにはならないのではないかと考えております。

それから、もう一つ、委員会の中で議論になってまいりました、無償資金協力について途中で止められるのかというところ、ここは大きな議論だったところだと認識しております。ここについては、無償資金協力の Grant Agreement というものを JICA と相手国との間で既に結んでございまして、その中でまさにガイドラインで御議論いただいて担保されるような環境社会配慮で不足するようなケースであれば、これは途中でも止められるというところが記載されておりますので、御心配のような、旧 JICA のガイドラインだから不足するのではないかというところはないのではないかと考えております。

○満田委員 旧 JICA といいますか、現行 JICA のガイドラインが、旧 JICA のやっていることをカバーしているガイドラインなので、開発調査、つまり事業の前段階の調査に関する規定は入っていたのですが、その調査を踏まえて JICA が、ある事業に対する意思決定、つまり、無償にしろ有償にしろ資金協力をし、その前に、こういう環境レビューをやり、その前に実施機関から EIA などを出してもらってそれを公開するという手続が欠落しているのですよ。ということは、有償資金協力であれば JBIC はそういうことをやっていらっしゃったので、そういう手続が書いてあったわけなのですが、とにかく有償資金協力についても無償資金協力についても、本体事業に対する資金協力があるものについては、環境レビューとその前の情報公開と意思決定に関する規定は現行とといいますか、旧 JICA のガイドラインからは欠落していると思います。

ということで、私の提案としては、旧ガイドラインが適用されるの、旧の中には調査に

については旧 J I C A ガイドライン、本体資金協力に関するいろいろな環境レビューとか情報公開などについては旧 J B I C、円借款のガイドラインを適用すべきではなかろうかという意味ですが、いかがでしょうか。

それから、協力準備調査の合意というところのタイミングについてもお答えいただきたい。

○事務局（天田） まず2点目についてお答えさせていただきます。実際に調査を開始する前に先方の政府との間で円借款あるいは無償資金協力、技術協力として案件を形成していくということを先方政府と共通の認識を持ちまして協力準備調査を行ってまいります。その際、いろいろな手続、情報公開、あるいは助言委員会をこういう形でやりますとか、そういったところも先方には説明して、ガイドラインに基づいてやってまいりますので、そういった意味で、協力準備調査を開始した案件について途中で遡及するような形で新ガイドラインを適用するというところは、我々の事業のスタンスの一貫性というところからすると、先方政府との関係で難しいかなと考えてございまして、それでそこは遡及はしない。できるだけ早くというところを考えまして、先方への周知など考えますと、当初10月1日ぐらいの適用ということはどうだろうかということも、私ども中でも考えたところではあったのですが、できるだけ早くそのところは適用していくことで対応すべきではないかということもございまして、タイミングとしては、先方にきちんと周知した上での7月1日。協力準備調査を開始するものにつきましても、7月1日ということで区切らせていただきたいというのが私どもの考え方でございます。

○原科座長 時間を少しオーバーしたのでそろそろ切り上げなければいけないのですが、今の件はシミュレーションをやらないとよくわからないところがありますね。だから、次回にもう少しやりますか。この場では判断しにくいですね。どうでしょうか。それぞれ情報を用意していただいて、こんなぐあいは困るのではないかと、そういうのがわからないと、私もどうしたらいいかわからないです。次回は1月15日でしたっけ。

○事務局（河添） そこはきょう皆さんの御都合を伺いたいところです。

○原科座長 きょうが31回目ですけども、きょう、このことのフィードバックが必要なので、いずれにしても1回は開かなければいけないのですが、そのときに、このことも議論したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○一般参加者（福田） 議論の進め方なのですが、先ほど御説明いただいた内容と文言というのが必ずしもきちんと対応していないような気がするのですね。特に協力準備調査が

先行する場合についての扱いについてここに盛り込まれていませんし、それから、旧ガイドラインは何かということも、実はこの文言からはわからないという規定ぶりになっているので、そこをいったん整理していただいた上で次回、議論をスタートした方がいいのではないかと思います。

○原科座長 それなりの準備が必要です。

○中委員 今の円借款のガイドラインというのは、私の理解だと旧 J B I C さんのものを使っておられているのではないのでしょうか。

○事務局（天田） J B I C です。

○中委員 ですよ。ということは、円借款に関しては6月30日までは今の新しい J B I C さんのものではなくて、旧 J B I C さんのガイドラインを適用されるということですよ。

○事務局（天田） はい。

○中委員 先ほど J I C A さんとおっしゃっていたので。

○事務局（天田） 無償の御質問に対する回答です。

○中委員 わかりました。それで、7月1日以降は新 J I C A さんのものが適用されるという理解で宜しいですね。

○事務局（天田） おっしゃるとおりです。

○中委員 それから、民間の感覚からすると次回で内容が固まってそれから6カ月後の施行というスケジュールについては、周知徹底の期間を考慮するとある程度仕方ないと思われませんが、施行までのスケジュールはどのように想定されておられるかお伺いしたいと思います。先ほど座長がおっしゃられました J I C A さん内部の手続としてどのようなものがあるのか、パブリックコメントは募集されないと理解しますが、世界中の関係者に対する周知徹底にどの程度の時間を想定されておられるのか、大変な作業だと想像しますが、大凡のスケジュールをイメージで結構ですがご教示願えないでしょうか。先ほど、本来は10月施行のところ、それでは遅いので早められたとのご説明をお伺いしましたが、次回でも結構ですが御教示いただければ助かります。

○事務局（杉本） 今、予定しているものについて取り急ぎということで、まず、相手国等への周知については、いつから適用するかということも大きなところですので、ここも含めて文言がセットされ次第、第4四半期、1月下旬からになってしまうと思いますが、できるだけ多くの国を回って、そこで相手国に対して説明したいということで考えていま

す。並行して J I C A 内部の説明及びトレーニング等々をやっていきまして、あともう一つは、助言委員会につきまして、実際にどういった方に委員をお願いするか。委員の選任というところをやっていきますので、一番大きなところは、できればこの3月、もう少し早いあたりをめどに、できるだけ早く、できるだけ多くの国に直接説明に回るということ。あとは、委員会の設置を急ぐということ。これが第4四半期にあるかなと思っております。特に人選については若干時間がかかる可能性もありますので、これが第4四半期から、もう少しかかって来年度の第1四半期に多少入る可能性もあるかどうか、そんなことで今考えております。

○事務局（天田） 時間のところを7月なりということについては、途上国側への説明を踏まえまして、先方での対応をきちんとしていただかないと、そこは新しいガイドラインということ。まず我々からの説明はございますが、それを踏まえて先方での、それに基づいた上での要請といたしますか、そこの準備というところになってまいりますので、そこであわせた形で6カ月程度というのが先ほど申し上げたところでございます。

○中山委員 満田委員の意見はわかるのですが、今の話だと、相手国政府が納得するためには、無償ですから余り相手国政府は強くない立場だけれども、旧 J I C A のガイドラインでやれば無償のところは足りない部分があるということで、それを旧 J B I C のものを使うというときに、相手国政府が納得しない可能性がありますね。短い期間だけれども。きょうは時間はないので、その辺は次回。そういった問題もあると思います。

○原科座長 そういうようなこともありますので、それぞれもう少し情報をそろえた上でやりましょう。

2. その他

○原科座長 それでは次回の日程ですが、事務局、日程案を。

○事務局（河添） 委員長の御都合も伺いたいわけですが、15日午後か18日の午前中が恐らく候補として挙がるのではないかと思うのですけれども。

〔次回日程協議〕

○原科座長 では15日の午後2時スタートで5時までということにしましょう。

○中山委員 満田委員の御意見は大事なので、書いたもので出させていただきたいですね。

○原科座長 書いたもので、こういう事態が想定されるので心配だということを書いてく

ださい。事務局からそれに対して、こういうことで大丈夫ですよというお答えをいただければありがたいのですが、それは議論いたしましょう。

ではきょうはこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

昨年からずっと御苦勞さまでした。来年もよろしくお願ひ致します。

午後0時57分 閉会